

三〇R55

前農商務大臣  
法学博士子爵 小室 以美 郎 閣 下 履 歷  
菅谷 秋 水 君 眞 桑 述

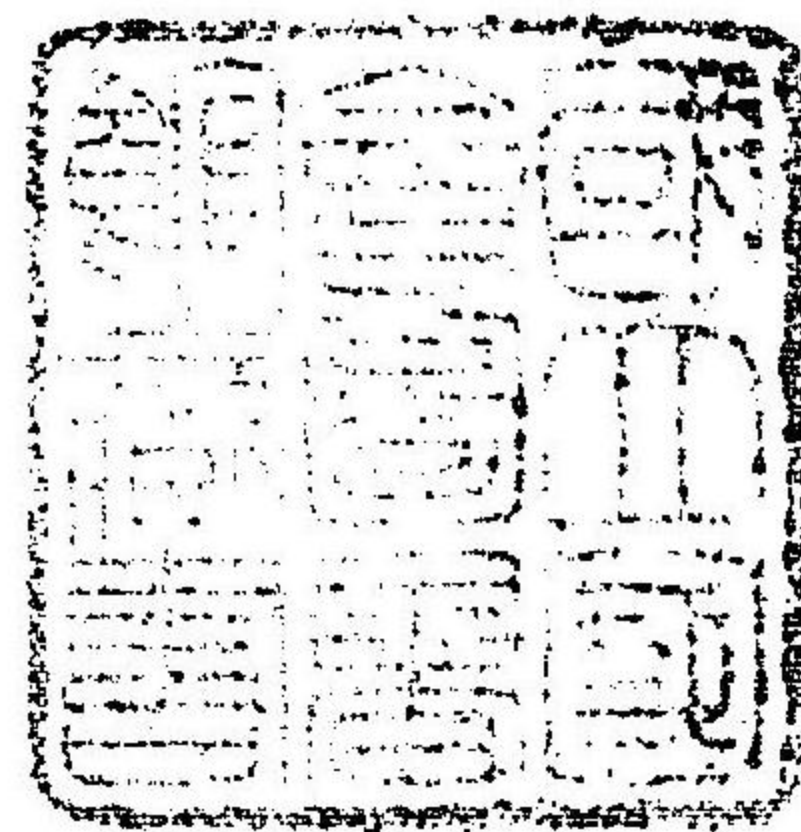
# 灘 酒 史

系

大正商店業覽



588.52 Sw 7/3n



321441

### 序

秋水一日其の著す處の灘酒史を懐にし、余が曩きに農商務に相たるを以て、一言を卷首に題せんことを乞ふ、仍て全編を通覽するに、詳略體を得繁簡宜きに適ひ、叙事轉じて叙論となり再轉して叙事に入る、回互轉換の妙は、能く酒史の精神を發揚し、三百年來の事蹟をして、坐ながら目撃耳食せしむるの感あり、今や酒の用は、昔に冠婚喪祭の人事を助くるのみならず、其の消長は實に我國財源の休戚に係れり、然らば則ち此書の成る、果して徒事に

序文



あらざるなり、是れ余が秋水の此著を多として、請  
を辭せざる所以なり

明治四十三年八月一日

葉山不二松莊に於て

子爵 金子堅太郎識

## 自序

酒味詩味一如を以て、余と趣味を同ふするものを霞外中村  
君とす、君一夕余か虚を叩き、余に灘の酒史を作らんことを  
囑せられ、多くの材料を示さる、余曰くこれある哉、灘世に灘  
を口にして未だ灘を知らざるは、彼のシャンペンを飲んで  
シャンペンの獨逸の一地名より出てたるを識らざるの耻  
よりも耻なり、且夫れ灘を口にして、通を呼び粹を叫ぶは抑  
も未なり、又余が如く酒味詩味不二を以て、物外の天地に逍  
遙するも亦た未なり、霞外氏の余に責むる處、豈に這の風流  
三昧ならんや、夫れ灘酒の汚隆泰否一消一長は、三百年來の  
政治、經濟、人情、風俗の機微をして、紙面に躍如せしむこれを



以て、余か如き酒を嗜むもの固よりこれを讀まざるべからずと雖へとも、酒を好まざるものも亦たこれを讀まざるべからず、況んや我か海陸軍の經常費は、一億一千五百萬圓にして、我か醸造界醬油も含むの負ふ處、一億零一百萬圓なるをや、看すや宇内の平和は武裝の平和にして、列強益其の軍備を擴張するの時に際して、我か海陸の經常費を双肩に擔ふ醸造界の消息を知らざるものは、列強が所謂ゆるエタオール、オポチニチーの意味深長を解せざるものなり、此書材料の多くは、灘酒沿革誌に據れり、然れとも三十六年以後の材料に至りては、他に大に得る處あるや論なし、これを著述と云ふは固より允らず、然れとも書中往々、余か意見及ひ余の聞知せるものをも叙述せしを以て、單に編輯と云ふも亦

當らず、依てこれを纂述と名つけ、世に公にすることとせり、然れども編次の體裁、余か心に慊たらざるもの多し、將さに異日を以て大に増補改刪する處あらんと欲す

明治四十三年七月二十三日土用三郎の日記  
深川專受院別房に於て

秋水居士識



# 灘酒史

## 目次

### 第一章 灘

第一節 灘の地勢……………

第二節 灘五郷の形勝……………

### 第二章 灘酒の起源及び其の展開

第一節 鴻池と清酒の由來……………

第二節 伊丹池田と鴻池の盛衰……………

第三節 十二郷の沿革……………

第四節 五郷と十二郷の關係……………

第五節 灘各郷輓近の形勢……………

### 第三章 灘酒の消長及び其の變遷

目次

頁數

25

25  
27  
20  
20  
20  
21  
24  
25  
20  
22  
18

17



二

第一節 醸造の模様及び酒質の改善附其の雜記……………三九

第二節 灘各郷の特質及び其の進取保守の差異……………五九

第三節 最新の調査に係る灘酒造石高と其の増減……………六四

第四節 會社の創立と私設醸造研究所の興廢……………八〇

第五節 灘と水の關係……………八五

第六節 灘酒と日露の戰爭……………九三

**第四章 灘酒と販路の區域……………一〇五**

第一節 灘酒と江戸積及び他國積の消長……………一〇六

第二節 江戸時代に於ける新酒古酒の端境及び其の入津の制度……………一二

第三節 江戸時代入津高と東京時代入津高の一斑……………一三五

第四節 灘酒の擴張せる二大販路——地方販路——海外輸出……………一三三

**第五章 灘酒と取引の沿革……………一六一**

第一節 酒問屋の由來及び其の變遷……………一六一

第二節 問屋と仲買及び小賣人の關係……………一八三

附 住吉講及び松尾講の興廢……………一八三

第三節 酒價に於ける立直段書上直段仕切直段の差異……………一八九

第四節 灘酒と内金及び仕切の慣例……………一九四

第五節 灘酒と手形の關係……………二〇三

**第六章 灘酒と價格の變遷……………二〇八**

第一節 江戸時代の原價と東京時代の原價……………二〇八

第二節 江戸時代の市價と東京時代の市價……………二一七

第三節 米價と酒價の均衡……………二四三

**第七章 運輸と時代の要求……………二五七**

第一節 廻漕問屋の起源及び其の發達……………二五七

第二節 菱垣船及び樽船と帆走船汽船の興亡……………二六〇

第三節 灘酒と舳舟の變遷……………二八四

第四節 本船及び舳舟に於ける古今の惡弊……………二八九

目次

三



第五節 灘酒と運賃の概略

四

附 輸送列車の消息……………三六

灘酒史目次終

灘酒史

菅谷秋水纂述

第一章 灘

第一節 灘の地勢

風流的眼光を以て觀れば、山皆な風流水皆な風流、史的眼光を以て觀れば、山皆な史的、水皆な史的、經世的眼光を以て視れば、山皆な經世的水皆な經世的、某の都某の市、某の郷、某の村、山紫に水碧りに雲飛び船走る處皆な風流にして史的、史的にして經世的ならざるはなし

攝津の地、北に六甲山を負ひ、南に大阪灣を擁し、往ん時西國街道とたへたる、一條の大路ありて、其の東西を貫き、鐵道神戸線のこれに沿ひて、其の北を通ずる澤

灘酒史

一



郷あり、名けて灘と云ふ、灘の名たる、酒を以て久しく海内に鳴る、灘の一字は、芳醇無比の純醪を意味し、既に灘と言ふ、もはや其の香氣の唇頭に馥郁たるを感ず、男山、劔菱の名、久しく世に謳はれ、今や正宗の名、遠く海外諸國に鳴り、日本酒の美は、彼の武士道と共に其の芳烈を唱へらるゝに至れり

灘とは東神崎驛の西、武庫川より西、三宮驛の東、生田川の近傍に至る沿海、大凡六里内外の地を總括して呼ぶ名にして、これを大別して、今津郷、西宮郷、東郷、中郷、西郷と稱す、世これを灘の五郷と唱ふ、灘の名の濫觴は、これを詳にするに由なし、正徳六年の文書に始て、灘の稱ありと云ふ、今灘五郷の所屬町村を示さんに、左の如し

郷名	町村名	釀戸を有する大字
今津郷	今津村	今津
西宮郷	西宮町	西宮
東郷	本庄村	深江
	魚崎村	青木

中郷	住吉村	住吉
御影村	御影	石屋
六甲村	八幡	東明
都賀濱村	新在家	大石
西郷	西岩屋	味泥

天明前後に、灘四組の目あり、方今の五郷は、いはゆる、四組中、東組、中灘、西灘を以て、東郷、中郷、西郷と改稱し、これに、西宮、今津、二郷を加へたるものなり

### 第二節 灘五郷の形勝

#### (一) 今津郷

岡田駒の大觀樓記に

攝の今津は、庫山の南に在り、海を隔て、紀阿の北に踞る、阪城而西、武庫の東、各相距る三十里、山を後ろにし、海を前にす、秀靈深廣、佗の漁村の比にあらずと云へるもの即ち此の郷なり、西宮驛を距る南十二三丁、いはゆる關西官道の南



方に沿へる、海濱の小市街にして、南に今津港あり、東西六十六間、南北百餘間、戸數六百四十三、人口三千九十六を有す、大觀樓記に

本邑、飯宜祥、字子鱗、邑の右族なり、世々此に家す、百年以來、酒を醸すを以て生と爲す

と、享保の頃、江戸積の酒家二十九戸あり、而して酒の品位は、當時西宮と伯仲せりと云ふ

(二) 西宮郷

これぞ五郷中、最も殷賑なる名郷にして、戸數二千八百、人口一萬五千を有す、往時大阪町奉行所屬の番所を置き、灘一圓を支配したる處にして、今は即ち武庫郡役所及び西宮稅務署を置かる

此の地、戎神社の鎮座を以て、其名殊に著はる、俊惠法師の

名におはし、西てふ神を頼み置かん

そなたを終に願ふ身なれば

又性阿上人の

なにしおへは頼みそかくる西の宮

そなたに我をみちひくやとて

の詠、久しく人口に胎灸せり、其戎の神とは、大國主西神社を指せるなり、而して西の宮の酒は、戎の神と共に高く、享保九年、江戸積の酒家八十二戸、産額の多き、當時既に五郷に冠たりと云ふ

攝津風土記に

神功皇后、攝津國海邊の北岸、廣田郷の海邊に至る、其地を御前濱、又た御前澳と稱す

又攝津名所圖會に

西宮御前濱、一名廣田濱といふ、此の地は關西の官道にして、京都より行程十七里、大阪より五里なり、市中に京大坂の分れ道あり、町名十九屬、邑二村、此の邊都會の地にして、市店旅舍多く、また酒匠多し

と、蓋し西宮は、往古廣田郷に屬し、既に美酒を以て稱せらる、今其の醸造の起原は、得て知るべからずと雖へども、一條兼良の尺素往來に



西宮之旨酒

の語を觀るも亦以て年所の久しきを證するに足れり  
一書に

毎年三月江戸積十二郷酒造大行司西宮に出張し新酒番船拔錨の式を舉行し、  
一紙狀を付與せり番船は例五六艘にして必ず西宮港より出帆する慣例なり、  
其式は各船頭豫め強壯なる水夫を擇み傳馬船を海漕に備へ狀を得れば走り  
て傳馬に乘じ水夫即ち力を合せて之れを棹し急に本船に到り到れば即ち錨  
を抜き先を争ふて出船せり

と亦以て西の宮の覇を五郷に成すの遠く且つ久しきを視るべし

(三) 東郷

傳へ云ふ此地は古への五百崎なりと神功皇后三韓を征し給ふとき諸國に詔し  
て船五百艘を造らしめ給ひ此浦に艦ひありて武庫水門より出帆し給ふ其の五  
百艘集るゆへ五百崎と名を召さる今の魚崎は蓋し五百崎の轉訛し來るものに  
あらざるなきか此の郷東打出村より西魚崎村に至る東西凡一里十丁而して其

の首腦は即ち魚崎に在り

魚崎は戸數三百二十五人口一千五百六十三鐵道線住吉驛を距る東南凡十五丁、  
所謂關西の官道に沿へる海濱の小市街にして住吉川の東にあり古來郷中第一  
の醸造地と稱し元祿の頃早く既に江戸積を業とせる酒家あり然れども酒の品  
位は久しく西の宮に及ばざりしが天保の末漸く美酒を製し其の聲價頓に西の  
宮を凌がんとするに至れり打出は打出の濱の名を以て著名なるのみならず醸  
造の地を以て名ありしも能く其業を維持しつゝ今日に至れるものは獨り青木  
深江の二村のみなりと云ふ

(四) 中郷

此の郷の首腦は御影に在り傳へ言ふ往古此の地に清泉あり神功皇后三韓より  
凱旋し給ふ砌り化粧の水に召されたるに尊貌此の水に映りたれば此の里を御  
影と稱へ後世其遺蹟を澤の井と呼び用ひて以て盛に美酒を醸造せりと御影は  
方今戸數八百三十五人口四千六十四を有す南方に御影港あり東西四百間南北  
一百間と稱す此の郷の區域は東住吉村より西東明村に至り現時の住吉村及び



御影町を包括す

口碑に、村人曾て其の醸造する處の酒を、後醍醐天皇に奉り、嘉納あらせ給ひしを榮とし、遂に嘉納を以て氏と爲すと、而して今現に嘉納氏あり、盛に醸造を營めり

(五) 西郷

西郷は所謂ゆる西灘にして、即ち五郷最西の地なり、蓋し此の地は、古の敏馬の里にして、文人墨客の看過すべからざる處なりと云ふ

萬葉集に

眞守鏡みぬめのうらは百船の

過ぎて行くべき濱ならなくに

又定家卿家集に

たのめこし里のしるへも問ひかねて

みぬめによそに歸る波かな

の二絶は、敏馬の關の遺跡と共に、古へを語りつゝあり

此の地中心は、大石村に在り、住吉驛を距る西南凡二十五丁、戸數三百五十四、人口

一千五百九十三にして、其の區域は、東新在家村より、西岩屋町に至り、方今の六甲、都賀濱、西灘の三村を包括す、而して大石村は、都賀濱に屬せり、攝津名所圖會に、五百崎、御田、大石等にて酒造し、多く諸國へ運送す、これを灘目酒といふとあり、其の大石なるもの、即ち此の大石村なり、亦以て其の由來の一斑を視るに足らんか

## 第二章 灘酒の起源及び其展開

### 第一節 鴻池と清酒の由來

鴻池は金を意味し、池田伊丹は酒を意味す、酒の生みたる池田伊丹なる歟、池田伊丹の生みたる酒なるかを、聯想せしむるものは、池田伊丹にして、彼の三十六峰外史頼山陽が、一世の醉骨を横へて、酒は伊丹の醸にあらざれば、飲む能はずと、日野大納言に向て、歌々を捏ねし一佳話の如きは、吾れも人も知る處、然るに今、酒に縁なき鴻池を、劈頭第一に掲げ來るは何ぞと

居れ吾れ汝に語らん

こゝに掲ぐる鴻池は、酒の鴻池にして、金の鴻池にあらず、而して池田伊丹は實に



鴻池に淵源するを以て、灘酒の由來を叙するには、先づ鴻池を語らざるべからず  
寛政六年、鴻池新右衛門の大坂町奉行の下問に答ふる書に曰く

私家業之儀、御尋被爲成候に付、乍恐書付を以て、御答奉申上候、御治世を以て數  
代家業相續仕、冥加至極、難有奉存候、私酒造之儀は、御江戸表へ積下之元祖にて、  
往古は世上濁酒、片白に御座候處、私先祖澄酒を造初め、是を生諸白と申候、即ち  
慶長四年より御江戸表へ陸地を人馬を以て下し申候、右由緒を以て、一樽を片  
馬と申候儀に御座候、于今樽印鴻池焼印、并慶長始造納と申候焼印にて積下し  
申候、其後近邊伊丹池田、西宮、灘、目諸郷習慕ひ、數百家之酒造家追々出來に付、以  
廻船運漕仕候様に相成、御江戸表并東海道筋へも酒小賣仕候、於店ては鴻池生  
諸白と書記候譯ては私先祖陸地を下し申候、由緒を只今に至り申唱候、此儀御  
江戸表酒問屋共に御尋被爲仰付候ても相譯申候、尤諸郷之酒造所、地名不相替  
候得共、酒造人は追々に替り申候、住居名前、于今家業相續仕罷在候は私家にて  
御座候、伊丹池田、西宮、灘、數多之酒造家相成候故、地名は弘り申候得共、最初下し  
酒と申候は、私家之儀に御座候、其後代々酒造を家業に仕于今江戸下し酒相納

申候、私共祖先新右衛門、忰共之内、大坂表へ三人分家仕候、其時代は四軒にて酒  
造仕候處、三軒は其後酒造相休、御大名様方御仕送被仰付、于今御當地に住居罷  
在候、尙又寶永五酉年、酒藏大破に付、普請仕候前五代之新右衛門、棟札直筆にて  
慶長年中より、酒造仕候儀を書印、于今御座候、尤延寶六午年、御地頭青山大膳亮  
様より、酒造何箇年以前より仕來之儀、御尋に付、慶長年中より酒造候段、書上仕  
候、右家業之儀、御尋被爲成候に付、乍恐以書付奉申上候

天子呼來れども船に乗らず、自ら稱す臣は是れ酒中の仙と、千古の大詩人李白を  
して、天上天下唯我獨尊の光燄を吐かしめし賜ふものは、何ぞ

言ふまでも無く、天の美祿にあらずや、吾人は斯の美祿に依て、煤煙冥濛の空氣を  
呼吸せし疲勞を慰藉して、更らに清新の活氣を養ひ、以て吾人が本分を盡すを得  
るにあらずや、彼の酒を以て、身を亡ぼし、兼ねて心を滅ぼすもの、如きは、是れ酒  
の罪にあらずして、却て酒の罪人なり

さるに就けても、彼の車夫馬丁其他の勞働者が、如何はしき辛烈の惡酒に身心を  
害ひて天壽を縮むるは、是れ明治以來醸し出せるの罪にして、武陵桃源に天地を



限りし徳川時代に観るを得ざる現象なり、余は今、鴻池の由來を叙するに際し、彼等窮民の多くの徳川時代に生れざりしを憫むものなり

茲に於て余は今、修齋近鑑を讀みて、彼等の多くに語り聞かせんと欲す、是れ、せめてもの慰藉にして、且つは權豪時めくものゝ頂門の一針たらん歟

津の國鴻池の酒屋勝菴といふもの、酒二斗ばかり入る樽二つを一荷として、その上に草履數足を置き、樽を擔ひて、江戸に下り、大名の家々に至り、一升を錢三百文宛に賣りたり、其頃は、いまだ粗酒のみにて、かつて彼ものゝ持來るとき、美酒なき故に、ばい取りがちに賣りはやしたるにより、しきりに上り下りして、夥しく利潤を得たり、尤もそのころ米は下直なり、木錢は十二文ほどしたるゆへ、鴻池の地より江戸への一上下は、錢三百五十文にて、仕込の酒は、此の大名に二升あの大名に三升といふ、かぎりなき事にて、肩の上ばかりにては、はかゆかざるゆゑ、その一荷四斗の酒を一樽として、二樽を馬一駄とし、數十駄づゝもち下りて賣りたり、依つて末代に至り、酒の價を極るとき、十駄何十兩と立るは、右のつもりなり、然るにその酒日を追ふて賣れるゆゑ、馬の背にては及びがたく、

終に何萬樽といふに至りて、千石以上の大船數百艘に積みて、引もきらず入津すること、今に盛なり云々

その酒屋勝菴とは、鴻池善右衛門の事なり、所謂ゆる『酒と肴は六百出しや氣儘』とは、此の時代の恩澤にして、假令ひ諸白にあらざるも、亦以て三拾二文を投じ、陶然酔を買ひ、曾てサツカリン等の中毒に觸れざりしを以て、此等の時代の謳ふ歌は、愆て悠長にして其の調高し

酒飲めはなにか心も春めきて

借金取りも鶯の聲

是れ松尾明神の恩澤を蒙りし餘慶にして、今日不逞の徒の腹黒くして鶯と聞流す、似而非的所作にあらずして、泊の功德の人を仙化せし影響なり、彼の徒らに物質の末に酔ふて、高價の洋酒にあらざれば、口にするを得ず、杯と氣取るものゝ如きは、未だ以て共に灘酒の美を語るに足らず

蓋し、酒味は詩味なり、世味の俗惡濃厚に失するが如くならず、彼の世に時めくものゝ如きは、世味を以て酒を飲むものなり



秀吉が一世の驕奢を盡くせし、醍醐の花見に用ひし酒は如何と顧みれば、未だ銚子にあらざれば、注ぐ能はざりし酒なるを思へば、鴻池善右衛門が創意せし清酒は、如何に江戸を賑はせしかを知るに足らん、然れども其地偏狭にして輸送に便ならざるを以て、其の業漸く東南に移り、大鹿村を経て伊丹に至り、遂に其の盛を極むと云ふ

こゝに大阪の碩儒中井積徳氏の筆に係る、鴻池稻荷の祠碑あり、能く事實を紀するに似たるを以て、今其の文を掲げて讀者に示さん

鴻池山中氏の宮は、釀を以て興れるなり、慶長五年より今に至るまで殆んど二百載にして釀廢せず、其祖を幸元といふ、蓋し鹿之介幸盛の孫と云ふ、雙白澄酒を釀造して大に售る、其の關以東に傳送する、初めや歩擔し、次ぎに馬駄を以てせり、其の傍邑、池田、伊丹、一帯及び灘、西宮等、釀を以て名を著はす者、亡慮數百家、皆な倣ひ慕て而して起れる者なり、今南海の帆、陸續東嚮して馳するもの、酒の載ならざるはなし、宅の後ろに大池あり、鴻池と曰ふ、是れ邑の名を得る所以、而して浪華の諸宗人又た用ゐて、鋪號と爲せり、始釀の歲、舍後に稻荷を祀り、以て

宅を鎮す、業日に興るに及び、乃ち以て神の福祐と爲せるや、益禱祀を虔む、幸元諸子あり、浪華に分居するもの三家、その初め亦た皆な釀を以て興れり、皆な口家なり、其の支派又た九家、而して僕隸にして家を起す者は、興からず、今夫れ浪華、鴻池氏の宮、天下に甲たり、亦た能く宗を敬ふを知り、禮を失ふことなし、寶曆癸未の秋、大風あり、祠傍の松折れて、祠を壓壞し、改め作らざるもの二十載、是に於て、諸宗人相與に謀つて曰く、祖の徳忘れざるや、神の祐其れ遺るべけんや、請ふ祠を新にし、以て後祿を綏んぜん、其の費微なりといへども、一人事を承く、其の餘祖を忘るゝを爲さんや、請ふ金を釀し、工に命ぜん、咸な曰く善しと、天明甲辰、祠成り、舊觀に復してこれより加ふるあり、石表、石燈、翼如たり、乃ち相與に約して曰く、後年祠頽圯するあらば、亦必らず斯れを以て事に従はん、大宗をして獨り任せしむる勿れ、又た曰く蓋んぞこれを石に記せざらんや、今の大宗子名は元長、實に幸元七世の孫たり、其の子漸、余に従ひ業を受く、是歲仲秋、余北山に遊び、其の居を訪ふ、主人我れを池上に觴し、家牒を奉げて請ふ、余既に其の酒を甘しとして、其の語るを嘉するや、遂に叙して之れを銘す、銘に曰く



忠武世に震ふ者、其の角嶽々、聖賢家を富す者、其の業奕々、天口人の後を絶つ、神堂に苟も多福を降さん、然らずんば天下富民多し、孰れか山中氏に如かん、子孫繩々、芬華赫々たる者

一説に、清酒を發明せるものは、大坂松屋町の釀戸鴻池某の先にして、富豪の鴻池氏とは自ら異れり、事千年鑑に詳なりと云へり、因りて千年鑑を索むれども得ず、而して松屋町の鴻池氏は、家既に絶え、復た之れを查覈する能はず、然も大阪及び伊丹等の酒家に於て、往々此の説を傳ふ、未だいづれか其の是なるを知らず、是れ酒に於ける鴻池の梗概なり

## 第二節 伊丹、池田と鴻池の盛衰

伊丹の月桂冠を戴て、天下に雄視するものは、其の源水にあり、水は伊丹の生命なり、易に曰く、水、金を生ずと、古人吾れを欺かざるなり

伊丹の如何に水に負ふかを知らんと欲せば、請ふ左の文を讀め

伊丹造酒、他郷に勝り候儀、全く土地水性相應の故に可有之、然る處、近來隣村に

て酒造場相構へ、伊丹の水を汲み運び酒造致趣、是等畢竟伊丹酒を他所にて造り候道理にて、當時伊丹に於て新規酒造場停止申付置候詮無之、往々又近村に酒造場相増し、右水を追々汲運候様に成行候ては、土地不益の基に、候向後自分所持酒造場の水たりとも、他所の酒造場へ持出し候儀は、堅く停止被仰付候と、蓋し丹釀の聲價は、天和、元祿の交あひだより、隆々として興り、寛政、文化の交に至り、最も其の盛を致せるもの、如し、當時密に伊丹酒の名を冒し、售るを求むるもの、往々にしてあり、因りて伊丹郷御改と刻せる焼印を製し、其の樽及び薦すすに烙記し、以て之れを別てるを觀るも、丹釀の聲價をトするに足れり

文化十二年酒家の陳情書を、其の筋に差出せる文を讀むに、曰く

伊丹之儀、往古より酒名産の儀は、世上にも能く相聞え候場所、候處、近年他郷より當郷の似せ印夥敷積下し、中には御改焼印まで似せ候族やからも有之、江戸表にては、御印押候ものは、正眞の伊丹酒にいたし、賣買致候に付、自然と當郷之酒荷物、仰山に相見え、忽伊丹酒の格に差響き、當郷一統の衰微に相成、等閑に難捨置、御儀、乍恐御威光を以て不正之儀、相止候様被爲仰付被下度、奉願上候



と亦た以て丹釀の如何に海内に風靡せるかを視るに足らん  
 伊丹邑志に、伊丹は一小邑なり、而も天下知らざるはなし、蓋し土釀の美其の匹ひ  
 なきを以てなり、然れども酒の名を得る、何れの時に始まりしを審にせず、元和中  
 始めて郵傳を置かる、輿馬絡驛、人烟漸く密なり、寛文の始め、近衛公邑の大半を食  
 む、正徳中に至て、悉く公家に歸す、爾來釀戸歳に加はる、樽苞に各戸の釀名を大書  
 し、多く江戸に漕す、江戸既に舖に居て丹釀を賣るものあり、是に至て其名益著は  
 る、貴賤争ふて沽ふに價直を論ぜず、故に釀戸或は素封を致す、細民は則ち大抵釀  
 戸を仰いて衣食す、云々、蓋し禁裏へ調貢する酒は、伊丹酒に限られたるを以て、其  
 の幅を利かしたることは、實に豫想の外にて、二に近衛家庇護の力に依れり、又江  
 戸に於ては、伊丹より幕府御用の新酒上納を終らざれば、番船は既に入津するも、  
 一滴だも賣却するを得ざる次第にて、將軍御膳酒は、坂上氏の劔菱、山本氏の男山、  
 八尾氏の菊劔菱に限られたり、然れども後世に及び劔菱の名、獨り海内に轟き、大  
 凡酒價の昂低は、一に劔菱を以て、其の標準と爲すに至れり、文化十二年、江戸に於  
 ける酒價

伊丹酒 十三兩乃至十二兩  
 池田酒 十一兩二步乃至十兩

而して灘五郷の如きは、則ち僅かに九兩二步乃至八兩二步に過ぎず、當時丹釀の  
 聲價誠に此の如きものあり、頼山陽曾て詩あり、曰く

兵可用酒可飲

海内何州當此品

屠販豪俠隨地異

腹貯五州水滄々

阿吉不肯揖與人

阿藤營宅城如錦

龍頭虎倒兩逝波

戰血滿地化嘉禾

伊丹劔菱美如何

各酌一杯能飲麼

坂上氏は本、伊丹傍近大鹿村の人にして、寛永の末、釀造の業を創し、當時専ら箕  
 面の瀑水を引用せり、後世伊丹に移るに及び、復た瀑水を用ゐず、然も猶ほ劔菱  
 の商標に、瀑水の二字を印し、以て其の舊を志せりと云ふ、既にして劔菱の名漸  
 く著はれ、元文五年、特に將軍御膳酒に選拔せられ、文化四年、大に釀法を改むる  
 に及び、清輕芳烈、海内比なしと稱せらる、或は云ふ、當時釀法、斗水もしくは八水



を以て例とせり、頼山陽其の過醇を嫌ひ常に水を加へてこれを用ゆ、坂上氏意感ずる處あり、米量を減じ八味となし、之れを江戸に輸す、市人激賞以て天下に冠たりと爲すと、所謂ゆる斗水とは、白米一斗に水一斗、八水とは、白米一斗に水八升、八味とは、水一斗に白米八升を用るの謂ひなり、但山陽水を加ふるの一事は信なり、然も因て以て釀法を改正すと云ふは、未だ其の據る處を審にせず、且つ山陽と相親善なるは、坂上寛制にして、寛制は、其の碑誌に

坂上寛制字子和號三有、又爲俗稱伊丹著姓、宗暉君之男也、爲人簡而有禮、臨義不吝財、能接文士、與山陽頼先生相親善、好花卉多識其名、裁種得其法、他人不能及也、以嘉永七年閏七月三日病沒、享年五十三

と云へるもの即ち是れなり

と、然らば釀法を改正するものは、蓋し寛制の父宗暉なり、或は云ふ、劔菱の銘は、猪名寺屋善兵衛と稱するもの、始めて其の家釀に命じ、後世に至り坂上氏に移れりと、未だ孰れか是なるを知らずと雖へとも、亦以て劔菱の名の如何に海内を風靡せるかを推知すべし

余の幼にして作詩を學ぶや、酒如油の句あり、因つてこれを故老に質すに、故老曰く、酒如油とは信なり、今の酒は酒と云ふよりも寧ろ水の酒と名くるを可とす、猶ほ市中の蕎麥の溫鈍粉七分、蕎麥粉三分にして、蕎麥と謂ふ如し、古への酒は然らず、實に過醇にして、油の如く滴りしを以て、勢ひ杯洗器を用ふれば、盃ねばりて手にするを得ざりしと、今ま頼山陽が常に水を加へて喫飲せしと云ふを聞くに及び、垂涎措かざるもの之れを久ふす、今の市中の多くの酒は、故老の所謂ゆる水の酒よりも更らに甚しきものにて、水を加へて飲むべきものは、獨り彼のウキスキヤを知るのみ、而して彼れの美は辛烈にして、丹釀の清淡芳烈を去ること遠し、蓋し酒味の極致は清高美の三點に歸す、清高美の三點は、釋家の所謂ゆる涅槃妙心にして、儒氏の至善に止るの謂ひにて、我れに清高美の三徳を具へて、此の清高美に接吻するときは、俗は化して雅となり、凡は變して聖となり、迷ひは晴れて悟りとなり、春風蕩々堂に満ちて、和氣四方に薫す、白樂天云へるあり、曰く

朝あしたに一杯の酒を飲み、冥心元化と合す、兀然として思ふ處なし、日高ふして尙ほ閑臥す、暮れに一卷の書を讀み會意、嘉話の如し、欣然として遇ふ處あり、夜



深ふして猶ほ獨座し、又た琴上の趣を得たり、絃を按して餘暇あり、復た詩中の狂多し、筆を下して罷む能はず、唯茲の三四事、持用して晝夜を度る、陰雨中、句を經るも舍を出ざる所以始めて悟る獨往の人心安ふして時亦た過ぐ

又た曰く

朝もまた獨り醉ふて歌ひ暮れもまた獨り醉ふて睡る、未だ一壺の酒を盡さず已に三獨の醉ひを成す言ふこと勿れ飲むこと甚だ少なしと、且つ歡びの致し易きを、一杯復た兩杯、多くは三四に過ぎず、便ち心中に適するを得て、盡く身外の事を忘る、更に復た一杯を強れば、陶然として萬累を遣する、一どに一石を飲むものは徒らに多きを以て貴しと爲すも、其の酩酊の時に及んでは、我れと亦た異なることなし、笑謝す多飲のもの、酒錢徒らに自ら費す

酒の至味は正さに茲に在り

劉伯倫や、李太白、酒を飲まねば、唯の人  
更科越路の月雪も、酒が無ければ、唯の處

酒の如何に人を美化し、風月を美化するかを視よ、是れ余が酒味詩味不二を唱ふ

る所以なり、知らず權門肉食の貴公子幸に此の旨味を識れるや否や

賤の女や袋洗ひの川の水

伊丹の酒家、醸終れば河に臨み、其の使用せる搾袋を洗淨せり、賤民乃ち争ふて、其の下流に汲みて呑む、曰く、味淡き醴酒の如しと、此の句これを咏するなり、亦以て其の盛況を想ふべし、而して伊丹と相伯仲して、其の名を擅にせしものを池田とす

池田町は攝津國豊能郡に在り、戸數二千餘、永祿元龜の際池田氏の據る處なり、攝津名所圖會に、舊名吳服の里と云ふ、豊能郡の都會の地にして、交易の商人多し、これより山の方の山家より所々の産物を運び出で、朝の市暮の市、とて商家の販ひ、特に酒造りの家、多くありて、猪名川の流水を汲て造る、味美にして、官家の調進とす、これを世俗池田酒と賞して名産とす、酒史新編に

攝津豊能郡池田の人猪川の水を汲みて酒を醸すに、酒甚だ美なり、世これを池田酒と謂ふ

と云ふもの即ち是れなり、所謂ゆる猪名川は、其の源を郡の北境、群山の間に發し、



迂餘屈曲して町西を貫流し、諸水と合して神崎川に入るものなり、古來醸造に宜しと稱し、酒家皆争ひ用ゐる以て今に至れり、蓋し此の地は、往時幕府及び九條家に分屬し、其醸造は、文祿、慶長の間に起り、貞享、元祿の際に至り益々盛大を致せり、一書に曰く、當時、池田の小判印、伊丹の劔菱と、皆な馬に駄して、陸續江戸に輸送し、東海道五十三驛、これが爲めに一時其の繁榮を増し、酒價も亦た伊丹の銘酒と相比肩して、多く遜らずと、小判印は、滿願寺屋の醸造にして、早く慶長年中より業を創めたる酒匠にして、池田の酒匠中第一の舊家なり、而してこれと拮抗して、聲名を博したるものを、山印の大和屋と爲す

盛者必衰のことはりは、世の現象の常として免れ得ぬを覺悟せざる可らず、視よ常盤の松柏も摧けて薪となり、桑田も變じて海となるにあらずや、さしも榮えし伊丹池田も此の數をのがる、能はず、步擔よりして馬駄に移り、馬駄よりして船載に移り、天下酒造の大權、鴻池始めてこれを握り、一轉して伊丹池田となり、再轉して五郷に移り、今は唯むかしの俵げを存するのみにて、其の醸造高の如きも、往時の十分の一に過ぎずと云ふ、これを要するに、其の原因は種々複雑ならんも、而

かも運輸の不便は、實に其の最大原因を爲すと云ふ、亦以て世變を觀るに足るなる歟

### 第三節 十二郷の沿革

往時江戸積の盛なるに當り、十二郷の目あり、以て攝泉二州の醸造地を總括せり、其の攝州に屬するものを、大阪三郷とし、傳法とし、北在とし、三田とし、池田とし、伊丹とし、尼ヶ崎とし、西宮とし、今津とし、灘四組とし、兵庫とし、泉州に屬するものを、堺とす、其の所謂ゆる大阪三郷とは、南組、北組、天滿組にして、當時、其の大事事を、十二郷鯛頭と稱し、頗る勢力あり、即ち十二郷大事事を召集して、事を議せしめ、或は十二郷を代表して文書を往復し、或は十二郷に於ける紛議の調停に任じ、或は奉行の命令を傳達する等、宛然十二郷大行事總督の觀あり、日本醸造界に大阪三郷は、酒産地として古くもあり、攝泉十二郷中に於ては、隨分顔の利けたる土地なり、特に奉行の支配に屬し、其の株高は十三萬七千四百六十三石餘の多きに及び、當時最盛と稱する伊丹十三萬七千五百三十五石餘と相匹敵せしのみならず、其の



株は悉く白米にして、他郷の玄米を用ふるものと自ら異なり、且つ江戸積樽船の極印を押すも、大阪三郷の大事中にて之れを掌り、此の極印なき船は酒荷を積むを得ざりしなりと云へるもの即ち是れなり、然も三郷の酒は概ね地賣、又は市中の受酒屋に販賣し、江戸積は甚だ多からず、且つ寛政前後より其の業漸く振はず、以て明治の初に至り、益衰頹を致すと云ふ、其の所謂ゆる北在は、北方に散在せる小醸地を總稱し、攝陽群談攝津名所圖會等に載せたる、福井酒、小濱酒、富田酒等皆な之れに屬し、一時二十二村、株高二萬零三百六十二石に及べり、而して其の尤も著はれたるものを、富田、福井、小濱とす

福井は、兼葎堂雜談に、攝津島下郡粟生、福井の兩村に作る米は、無雙の上品にして、伊丹池田の酒を醸する本米とす、俗に粟生米と稱す、此等の故にや、攝陽群談、名物土産の中に福井酒とあり、又此の福井村に於て酒造をはじめしは、當村に福井重次郎といへる農家あり、其の先祖宗賢これを始むとあり、宗賢幼稚の頃より出家し、同村の麒麟山眞龍寺に登りて、眞乗坊の主となりしが、元龜の頃、織田信長の爲めに亡され、伽藍悉く廢するにより、據なく還俗して農夫となり、活業の術に心を

盡くし、しばし神佛を祈りけるに、一夜夢に神童來りて、竹の葉を授け、れば、樹を用ゆる活業を爲さんと心づき、終に酒造を始めけるに、其の酒類なき上品にして、普く世にもてはやせしゆへ、益家繁昌し、福井酒の名世に高くなりしか、これぞ攝州酒の元祖なりけると云へるもの即ち是れなり

小濱は其の事蹟傳はらず、然も世に其の醸法を傳へ、小濱流と稱するに至れり、蓋し皆な一時昌盛を致せしならむ、其の所謂ゆる灘四組及び西宮、今津、伊丹、池田は既に詳述する處の如し

其所謂ゆる堺は、一書に、堺は關西に於ける最も有力なる酒産地なり、其の醸す處の酒は概ね醇烈にして耐久の特性を有せり、堺酒の起源は詳ならざるも、正徳五年の株高千七百八石二斗餘、天明八年三萬九千三百七十七石四斗、文化元年四萬二千四百三十五石二斗を有し、其の販路は往古より、長門、周防及び九州諸國を主とし、江戸積は甚だ多からずと云へり、其の所謂ゆる三田、尼ヶ崎、兵庫の事蹟は、未だ詳ならずと雖ども、十二郷の形勢は大都此の如し、然も其の稱呼は何れの時に起るを詳にせず、元祿十六年の文書に、攝泉酒造地を録し、大阪、天滿、堺、伊丹、尼ヶ崎、



大鹿、小濱、清水、三田、兵庫、西宮、鴻池、山田、池田、今津、魚崎とし、而して未だ十二郷の稱あらず、其の明かに之れを稱したるは、天明三年勘定奉行赤井越前守冥加銀を徴せる時に在り、蓋し安永、天明の際に起ると云ふ、當時所謂ゆる十二郷は皆な盛に江戸積を業とせるものなり、然も北在、三田、尼ヶ崎、兵庫、四郷の如きは久しからずして衰へ、甚だ著はれず、後世或は全く江戸積を廢するに至れり、然も猶ほ攝泉十二郷の稱を存じ、以て維新の時に及べり

往時江戸に於て、參河、尾張等より廻漕するものを總て中國酒と稱し、一時十四五萬樽の多きに及び所謂江戸積十一國中に在て、屈指の醸造地たり、然も參河の沿革は之れを知るに由なし、尾張は則ち少しく傳ふる處あり、蓋し其の専ら江戸積を業とせるは、知多郡の半田、龜崎等にして、其の酒は概ね辛味多く、灘酒に比して頗る峻烈なりしと云ふ、而して其の地は成瀬氏の所領に屬し、酒造の監督は幕府直轄地の如く嚴重ならず、是を以て其の業漸く盛大を致し、文政前後より、攝泉十二郷と氣脈を通じ、其の行動を畫一にし、以て問屋に當り、慶應の初に至ては株高實に七萬五千石の多きに及べり、一書に知多郡も他郡と同

く、年の豊凶により歩造の制限ありしも、造石の監督は稍寛大にして、時には酒造之儀、尾州米を潰し候儀は不相成用、三州米候儀は不苦など、沙汰し、減石の監督より却て米の穿鑿嚴重なりしかば、酒家は密に尾州米四斗五升入の俵を改め、三州米の如く四斗入の小俵となし、検査の役人に向ひ、此れは三州米に候其の證據は恐ながら入俵にて御承知下されと云ふ、役人其の子細を知らねば、いつも欺瞞せられ然らば差支なしとて去れりと云へり云々

亦以て當時と今日の酒造改めを聯想すべし、呵々

#### 第四節 五郷と十二郷の關係

世の開明を口にすると共に、浮薄輕佻の風を生じ、舊來の慣例を蔑視して、唯利を圖り、同業互に他を排して、競争するの弊を生じたるを以て、茲に十二郷組合は、明治四年十月大阪に會し、右挽回策として、協商の上、左の規約三條を制定せり

- 一 大政御一新後、萬端御變革被成、於酒造方新規之事件出來候得共、最早此後御改正も有之間敷、乍恐被存候、萬一向後新に御規則御布告相成候共、一郷



之量見を以て、輕忽之商業決而致間敷候事

一 是迄十二郷一統之申合は勿論、今後規約之廉に相背候儀、決而致間敷候、萬

一 相背候節は、如何體之處置相成候共、一言の申分無之候事

一 積方萬端依怙之無沙汰時々一同へ可申談、尤新酒番船迄は、早造もの出來得共決而積交致間敷候事

前書之通今般十二郷一同集會之上、規定致候上は、以後如何様之義有之候共、決而違背致間敷候、依而一同連署調印致候也

と、而して灘五郷は、即ち十二郷中の五郷にして、これを攝泉十二郷と稱し來りしものなり、今や各郷の利害、時勢の轉變に伴ひて、各其の向ふ處を異にし、堺郷の如きは、多くこれを九州に輸し、大阪三郷又た東京を主とせず、重にこれを市中に鬻うく方針を取ると同時に、其の醸造を減じ、五郷も又た醸造の多寡、運輸の便否を以て、左支右吾動わがもすれば反目を免れず、且此の規約も、唯同業者の徳義を強ゆるに止りて、敢て充分なる制裁を加ふる力なきを以て、各自所謂ゆる自由行動を取りて、憚らず適あてて問屋をして、乘じて以て漁夫の利を私せしむるに過ぎず、こゝに

於て又再び大阪に會し、盟約を重ねるに至れり

曰く

古來之仕法に従ひ、向後十二郷一層親睦可致事、自然各郷之中、理不盡之仕業有之時は、相互に懇切注意致し、萬事示談を遂げ可申事、酒造仕込取懸は冬至を限り、其以前を早造とし、以後を本造と相唱、自今決而理不盡之仕込方致間敷事、新酒初積は、其年の適宜に任せ、其季節は、十二郷示談の上、日限を定め、従前の通、樽回船を以差立、船數之義是亦時宜に應じ、多少共示談之上、取極可申事、積限之方法近來猥に相成候、既に積入皆濟後、無一紙拔荷物、數多有之趣、右は東京之相場に抱り、譬一家之爲に幾百家之損耗を招き、酒家之浮沈爰に相極り可申、是れ畢竟同業之好を願ざる不規則より生ずる義なり、依之、自後毎年十一月に至らば、十二郷示談之上、日限を定め、各郷殘酒員數を取調へ、東京積、他國賣、地賣、三等に區別し、其東京積は前年積限、日限以後積送候員數、確と取調へ、於無相違積入切手相渡し、其年取極候日限より、五十日以内に積限皆濟可致事

と、依てこれを問屋に報じ、以て其の同意を求む、問屋己れに便ならざるを以て答



へず、こゝに於て更らに救済の策を講ぜしも、大厦の傾んとするや、一木の支ふべきにあらず、世の自主の權てふ理を、生物知りすると同時に利に走るに急なる感念は、何遍繰返して盟約を重ねるも、棘に釘打つ譬の如し、竟に西宮郷、今津郷をして、十二郷組合解散の議を決し、これを各郷に報せしむるに至れり

曰く

從來十二郷組合、諸談事向萬端御承知之通、申合來り候處、兎角我意相募り苦情を醸し、當今之形勢に相振候哉、不取締に付、以來盛大之御趣意に基き、縣廳御公用之外、郷別存寄、自由之權利を以、御同前商業勉強致度候に付、此段爲念、御披露申上候

と、而して今津西宮兩郷は、これと同時に又た一面問屋に向て、其獨立を通告せり曰く

兼て御承知之通、古來十二郷組合諸事談合致來候處、當今に至り、兎角苦情相募り、論争無絶間、商業甚差障、既に先般積開以來、大事件差起、不都合千萬に付、先づ當分爲試見、十二郷解散、郷々自由之權を以、商業盛大、勉強致度、種々談判之上、當

今津西宮兩郷、熟談相遂、永世不朽之條約取替候間、以來諸談事向、外郷々に不抱兩郷より、御文通可申上候條、此段急度御採用被成下度候

是れ明治七年八月の事にして、當時頗ぶる紛議を生ぜしも、十二郷の組合は、到底永續すべくもあらず

#### 夏草やつはもの共の夢の跡

空しく當時商戰の條を存して、酒造家變遷の史料となるに了れり、而して時勢の要求は、こゝに同業組合なるを生むに至れり、同業組合とは、灘に限りたる意味にして、廣義にあらず、西宮今津兩郷の聯合は、漸次、東郷、中郷、西郷に及ぼし、打つて一丸となしてこれを攝津酒造業組合と稱するに至れり

而して、其の規約は、十三章百十七條の多きに及べり、爾後其の繁に失するを咎め、漸く陰離の兆あらんとす、こゝに於て、其の規約を修正し、約して十三章七十六條と爲せり、其の主意書に曰く

今や世運開明、大凡商工の業に従事するもの、組合を組織し、一致團結、孜孜として其の改善を圖らざるなし、是に於て乎、我五郷酒家に於ても、亦世運に鑒み、灘



酒造業組合を起し、規約百十七條を協定し、既に縣知事の認可を経たり、然れども事創始に屬し、未だ必ず完全ならざるものあり、且其の繁にして守り易からざるを以て、議論百出し、或は改正を主張し、或は組合分立を提議し、黨同伐異、結びて解けざるもの今に六閏月、遂に知事及郡長の訓諭を煩すに至る、慚愧何ぞ堪へん、竊に惟ふに區々の小嫌に泥み天下の大勢を忘れ、同業内に争ひ心を協へ力を戮せ、以て改善の術を講ずる能はずんば、其弊や獨り同業一時の利害に止らず、恐らくは灘酒の將來に於て、寒心すべきものあらん、事苟も此に至らば、智者ありと雖も、復た之を奈何ともするなし、是れ豈に我五郷酒家の本旨ならんや、宜しく目前の小利害を捨て、而して永遠の鴻益を期すべきなり、今敢て規約の條章を審査、檢し、其の未だ精ならざるを精にし、其の未だ全からざるを全くし、且務めて繁を去り、簡に就き、取捨折衷、守り易くして、實効あるを期し、以て之を修正せり、庶幾は組合の實を全くし、同業の福利を増進するに足らんと、此の起草は、何人の手に依て成りしかは知るべからずといへども、恐らくは筆を取るもの、實業家にあらざらん、文稍巧に似たるも、其の修正する處、未だ盡く人

意に壓かざるのみならず、其の認めて以て商機を害すと爲すもの、如きも、曾て改むる處なしと云ふ、是に於て西宮郷堅く執つて不可となし、遂に分離獨立の議を主張し、毅然として動かさず、蓋し其の重なる争點は、東京積を制限し、樽の容量を一定し、清酒に水を加ふるを禁ずると否にて、一はこれを禁ずるを以て永遠の鴻益と認め、一は以て商機に害ありと徹すに在り、今西宮郷が分離を賭して、これを争ふ所以のもの、頗る所見ありしに似たり、曰く

是より先、參尾二州の酒、其の味の淡泊にして、且廉價なるを以て、東京市場に喝采を博し、灘酒の需用日に減ずるの勢あり、當時西宮、今津二郷、最も多く東京積を爲せるを以て、百方回復を策し、遂に加水の術を發明し、困りて以て、纒に能く二州を壓倒せり、故に今遂に之を禁じ、徒に醇美を主張し、高價沽れ易からざる酒を製するは、時態に適せずと爲し

而して其の東京積制限に對しては、蓋し以爲らく、五郷に於て之を制限し、積留割積を策するも、東京積を業とするもの、獨り五郷に止らず、若し其の積留割積を以て、奇貨居くべしと爲し、其の間に於て盛に輸出するものあらば、寧ろ無益



にして止んや、其れ必ず大害あらんと、今其の論據の當否は問ふ處にあらずと雖ども、西宮郷は、如上の如き確信の下に、極力反抗して、竟に分離するに至れり、而して、四郷も亦た各其の所見を異にし、程なく全部解散の已むべからざるに至ると云ふ

### 第五節 灘各郷軌近の形勢

斯くして五郷は、各獨立して自由行動を取れり、時勢の變亦以て鑒むべきなり、然れども五郷全體の得失に關し、一致の行動に出でずしては、往々不慮の敗なき能はざるを以て、茲に往時の十二郷行事寄合の舊例に倣ひ、武庫、荏原二郡酒造業聯合協議會なるものを創立せり、蓋し又た應病與藥の善方便なり、今其の必要なる條項を擧れば

第一條 本會の目的は、武庫、荏原二郡酒造營業上の氣脈を通じ、本業の隆盛を圖り、自他の廣益を増進するに在り

第二條 本會は、第一條の目的を達する爲め、左に掲ぐる諸件は、協議會の議を

經て、執行するものとす

但其の重大ならざるものは、委員會に於て評決することあるべし

- 一、聯合全體の營業上に關し、中央政府又は縣廳郡衙等に對し、諸願若くは上申等を要する件
- 一、同業者一般の利害に關し、東京に在る酒問屋等へ諸般の相談を要する件
- 一、貨物運搬上に付、郵船會社等へ相談を要する件
- 一、以上數項の外、同業者一般に關する重要な件

第三條 本會は、同業總會の準備、又は通常事件協議の爲め、荏原郡に於ては、西郷及び灘組酒造業組合即ち御影支部、魚崎支部、本庄支部、武庫郡に於ては、西宮郷、今津郷より各二名以上四名以下の委員を選定すべきものとす、但し此の委員は、現今各郷に設置せる行事若くは取締役等を以て兼任せしむるを要す

第六條 協議會は、總會委員會とも、總て多數決の法に依らず、不同意あるとき



は、會長及委員等に於て専ら其の調和を謀り、同業中不平の心を生ぜざらしむるを要す、但し出席員三分の二以上同意の説にて委員全體に於ても其説を可とする時は、假令少數の異議者中裁説を用ゐざるも、會長は其の事を決行する者とす

第八條、本會の會長、委員は孰れも名譽職とし俸給を與へず、但し職務上に關せし旅費其他の實費額は、之を支辨し、且其の功勞格別なるときは、更に應分の報酬を贈與することあるべし

第九條、聯合上の事務取扱に關する諸雜費は各郷の造石高に對し、之れを負擔するものとす

第十條、本會は前數條の外別に罰則等を設けず、協心同力して一致運動の全體を約するものなれば一區一郷に係る商業上の駆引及現に設置せる組合規約等に於て執行する事項は、各其の自由に任せ、敢て本會に於て關涉せざるものとす

然るに程なく、東郷中郷分裂して、こゝに灘酒造業組合を解きて、獨立したりけれ

ば今は五郷各獨立となり、隨て此の聯合協議會なるものも、自然と立消えの姿となりて解散せり、然れども其の必要缺くべからざる機關なるを以て、今に事ある毎に、五郷の有志相會し、議を定むること、略ぼ協議會の例を襲ふと云ふ、これを五郷離合の梗概とす

### 第三章 灘酒の消長及び其の變遷

#### 第一節 醸造の模様及び酒質の改善附其の雜記

江戸時代に在りては醸造の一消一長、多くは政府の手心に由つて左右せられつゝ來りしものゝ如し、今享保九年、官命を以て調査せる、江戸問屋の記録を觀るに、灘五郷の酒家實に一百三十七人の多きに及べり、即ち左の如し

西宮	八十二人	今津	二十九人
御影	十人	魚崎	四人
脇濱	一人	武庫	四人
青木	一人	鳴尾	一人



本庄 一人 森 四人

蓋し江戸積を以て業とせるものなり、今試に其の他郷他國に屬するものを擧ぐれば則ち左の如し

伊丹	五十四人	池田	二十七人	尼ヶ崎	四十一人		
大阪	四百五十九人	天滿	百三十五人	兵庫	四十人		
傳法	二十三人	三田	十二人	鴻池	一人		
神戸	四人	北在	七十八人				
泉州	四人	河内	六人	富田林	播州	三人	明石
尾州	七十二人	參州	五十七人	濃州	六十五人		

此れによれば合計一千二百十九人而して其の内八百五十七人は十二郷に屬せり、寶歴の初め灘の醸造にして銘酒を以て江戸市中に知らるゝもの五十餘種、而して其の特に著るゝものを、龜崎の山路氏の菊澤、西宮の吉田氏の住の井木綿屋の星の井伊丹の阪上氏の梅園池田の滿願寺屋の小判印とす互に名聲を競ひ益、以て其の醸造を盛んにせり、政府乃ち其の巨額の米穀を消糜するを恐れ或は浦

賀臨檢の制を立て、或は冥加を課し、或は酒造検査を嚴にしたるも竟に醸造高を減するを見るを得ざりし

これを要するに、醸造の一弛一張、或は法令の寬嚴に因り、或は過釀利を貪るの急に流れ、變酒腐酒を生じ、爲めに聲價を損じ自ら戒嚴を加ふるの己むべからざる等は、其の重なる素因なり、蓋し寛文以後漸を以て興起し、年を経る殆んど一百四十年、寛政の末文化の初に至り、最も旺盛を極め、文化の末より文政の初に至り、法令の抑制なきに乘じ、争ふて醸造を増加し、困りて以て困阨を招き、挽回の策未だ成らざるにあたり、忽ち峻酷なる制限を以て抑壓せられ、益、悲境に沈淪するの己むを得ざるに至れるものゝ如く、以後入津の制限減造の令、或は布き、或は廢し嘉永安政の交、海内事多く、醸造の業、亦た世と俱に振はず、以て明治維新に及べりと云ふ

### 酒質の改善

酒は恁麼なる酒が佳きか

灘酒史



酒は少し赤く、恰も水飴の如き色相を備へ、且つ幾分の粘着力あるものに限ると、并は天保以前の酒にて、野暮の頑固漢は噴々これを稱すれども、未だ粹人の口に合はず

然らば什麼なる酒が上の上なるものぞ

曰く清冽水の如く、晶然澄徹せるうちに、ほんのりと櫻の如き色相を認るもの、是れ醇の醇なるものにして、彼の一世の酔骨を横ふ山陽も、未だ此の味に接吻するを得ざりしものなり、長樂寺山頭冷かに眠れる彼れが墓に向つて、余は彼れの詩に擬して

灘酒の正宗美如何ん 各一杯を酔す能く飲むや

と吟ぜば彼れは伊丹劔菱の外に、斯る美酒の世に出でしに垂涎するならん

蓋し鴻池氏清酒發明以還丹釀の名久しく海内を風靡せしが、天保の末年に及んで、竟に灘酒これに代るに至れり

灘酒の斯界に覇權を制するの原因、大要三あり

曰く

第一、原料米の精白を極むる事

曰く

第二、製麴に精米を用ふる事

曰く

第三、仕込水を西宮に取るに限る事

是れなり

而して其の發明の月桂冠は、これを山邑太郎左衛門に歸せざるべからず、太郎左衛門は攝州武庫郡魚崎村の人にして、今や旭日昇天の勢ひを逞ふする櫻正宗本舗の祖先なり

彼れ少ふして村の荻部市郎右衛門の爲めに、醸造の業を管掌し、後ち遂に魚崎及び西宮に酒藏、即ち醸造場を購入し、盛に業を營み、一意改善を企圖し、天保の末年に至り、遂に能くこれを大成するに至れりと云ふ

彼れが醸造に就き、如何に其の原料米と水とに注意を拂ひしかば、左の苦心談を讀みて、其の一斑を知るに足らん



曰く

彼れが酒藏は或年其の原料米として例年よりも多くの仕入をなせしが、酒造の者共より其の剩餘米を如何に處分すべきかと質したるに、太郎左衛門は最早餘りたる米なれば、我が思ふまゝに醸造の試験に用ゆべしとて、出來得るだけ精白に搗き上げて造り見よと命じたりしかば、三日三夜の間、水車にかけて全く糠の脱するまで搗きに搗きて醸せしに、其の酒は色薄く、粘氣なく、香味もまた以前のもので大に異なれり、されど長く從來の酒質に馴れたる口には、何となく物足らぬ心地せられ、且つ外見すら餘り好ましく思はれず、痛く我が好奇心を悔ひ、怒イライラに變りたることとして、可惜あつた米を損せりとて、一時は失望せしが、不思議に日足長く保ちければ、兎も角一度江戸に送りて需用の品評を試みばやと思ひ直し、便船に托して其の見本を、新川の市場に上せぬ、時經て江戸より仕切狀の來るを見れば此の酒の價最も高く記しあり、太郎左衛門大に喜び勇み、其翌年より精白を極めて造りなしけるに、江戸市中の評判いと高く、山村の此酒こそ、酒の中の酒なれとて、只管もて囃せしかば、灘の酒造家は追々これに倣

ひて、茲に清酒の品質は一變したるが、そは遙かに後日のことなり、かくて太郎左衛門は、更に麴をも精米によりて作らばやと思ひけれど、當時は皆半白米を使用し、未だ其の術を知るものなし、偶、西宮に精米をもて麴を造る杜氏ありと聞き、切に請ひて其の杜氏を備ひしが、此れより愈、益、高名となりぬ

と以上は原料米に就て腐心せし一斑なり、これより水に就て言はん

太郎左衛門は、西宮酒藏の醸する處、常に魚崎に勝るを恠み、或は杜氏を易へ、或は同一の米麴を用ぬ、或は醸法を畫一にし、以て其の原因を究めんと期せり、而して遂に得る處なし、試に西宮に使用せる水を、魚崎に輸して醸造せるに、果して美酒を得たり、これを檢する數年、遂に西宮井水の醸造に宜き特種の効驗あるを審にし、天保十一年、斷然意を決し、其の水を樽に盛り、牛車四十八輛を用ぬ、これを魚崎に輸送し、以て仕込に供せり、是の時に當て、人皆これを嘲笑し、甚しきは則ち狂人を以て目するに至れり、而して山邑氏の醸聲價益著はる、乃ち各郷の酒家始て大に驚き、争ふてこれを引用せり、則ち太郎左衛門は既に陸運の煩を憂ひ、船を以て車に代へ、以て其の冗費を省けり、乃ち又皆これに倣ひ、獨り



五郷のみならず遠く各府縣の酒家も亦た往々これを使用し、遂に一井の價一千餘圓に値るに及べり

と、需用供給の相須つて價格を上下すること如此きものあり、水一升金一升誰れか言ふ、水はたゞて御座ると

太郎左衛門所有の西宮酒藏は、梅木藏と稱し、現に濱久保町に在り、而して其の引用せる水は、其の構内に湧出する處にして、これを梅木井土と稱すと云ふ、是れ彼の黄金水にして用ゐて以て名を成せし無盡藏なり

一説に、西宮の水の醸造に宜きは、菴部市郎右衛門の發見に係ると、太郎左衛門曾て菴部の爲めに、醸造を管理し、能く其の水の酒に適するを知り、自ら業を營むに及んで、盛にこれを引用せるなりと、是れそれ或は然らん

方今正宗の名五百餘種の多きに上るとは驚くべし、曰く、何正宗、曰く、何々正宗徒らに正宗の二字に眩惑してこれを購へば、其の甚しきに至つては尿しやんべんの如きものあり、是れ真正銘の益、以て其の重きを成す所以なり、而して山邑氏の正宗は總正宗の開山にして其の冠親なり

こゝに山邑太郎左衛門が、正宗の銘を採りし面白き逸話あれば、掲げて以て讀者の一粲を博せん

正銘の銘や、由來灘酒の専らにしたる商標にして、灘酒たる正宗の世間に賞賛さるゝや、各地方の酒造家多く其の銘を冠するに至りしなり、正宗は灘酒の總稱といふも不可なき程なれど、灘にて此の銘を用ゆるに至りしには面白き來歴あり、これか冠親かむらとも云ふべきは、櫻正宗の本舖魚崎村山邑氏の祖先たる太郎左衛門其の人なり、此の人、夙に佛法に歸依し、山城の國深草なる、元政庵の住僧と親交あり、曾て住僧を訪ひたる時、何心なく其の傍にある、經文を開き見たるに、其の卷頭に、臨濟正宗の語あり、太郎左衛門心に思ふやう、我れ日頃酒の銘について適當なる名稱を尋ねつゝありしに、正宗とは好き名なり、且つ其の音、清酒にも通するは、是ぞ佛が我に與へ玉へる酒銘なるべしと、即ちこれを取りて酒樽に附したり、斯くて正宗は山邑氏の醸酒の名とはなりぬ、されど其の音は「セイシウ」にして「マサムネ」にあらず、其の後此の酒追々江戸に聲價を著はすに從ひ、人はこれを「セイシウ」と呼ばずして「マサムネ」と唱へ、遂に「マサムネ」が一



般の稱呼となりしなり

と、又た一説に

山邑氏、世々日蓮宗なり、正宗とは其の歸依する處は正しき宗旨なりとの意義を以てこれに命じたり

と、然れども後の話は、餘りに窮屈に穿ち過ぎたるが如し、何となれば、山邑氏の未だ正宗の名を得ざるや、冠するに薪水の名を以てせり、薪水とは大阪俳優の名を戴きたるものにて、時好に投ずるの稱呼なり、然るに薪水なる前身が、忽ち日蓮宗の正宗に早がはりとは、ちと矛盾極まる話ならずや、臨濟正宗の逸話、真に近きが如し

抑も名は實の實なり、正宗でも、村政でも可なり、權助でも、權兵衛でも可ならん、權助にして全權大使あり、權兵衛にして海軍大臣あり、而して權兵衛大臣は、他の海軍諸大臣よりも、一層其の名は、人をして其の偉大の勢力家たるを聯想せしむ、正宗も亦た然り、正宗の實の美ありて、而して其の名の馨しきに打たれしむ、聞く、清酒の最も佳良なるものは、香氣芳烈にして、色澤透明なり、試みにこれを飲

むに、口ざはりの木目こまかくして、喉ごしに障はりなく、押し、凍として口中に残留せるものは、是れなり、而して灘酒の逸品は、實にこれに適せり、其の色薄くして、口に含む時、微に香氣を存じ、殊に舌ざはり柔かく、喉をうるほして、後ち始めて口中に酒氣溢れ、且つ多少の甘味を帯びて、利き方早く、酔ふても醒め方早し、此れその特長なりと、然り灘酒の特長は

第一は、酒の淡泊にして、口に含みて直に舌を刺さず、これを嚙下する時、漸く

口中に刺衝を與ふる事

第二は、香氣よろしき事

第三は、比較的少量を用ゐて、腦に刺激を與ふること少き事

是れ灘酒の特色にして、獨り山邑氏の正宗のみならず、岸田氏の惣花の如き、能く灘酒の美を發揮せる一佳話あり、録して以て正宗の外に、又惣花なる銘酒あるを知らしむ

昔時江戸にさる公役を勤むる大名あり、殊の外酒を嗜む人にして、毎夜初更より酒宴を始め、夜更けて寝に入るを常とせり、此の大名、其の頃の銘酒なる惣花



を用ひられたるが、酒を嗜む丈けありて、酒の味を喇きわくること頗る妙を得たり、されば惣花の品切となることありて、餘の銘酒を薦むることあらば、この酒は常の酒と異なれりといひて斥けらる。故に膳番のものは常に注意して、惣花の切れざるやう貯へけるに、一年海上大荒にて酒を積みたる船の入津なく、貯へたる惣花の品切となりしかば、膳番のものは痛く心配して、新川へ人を走らせ、治く求めたれど得る處なし、其の頃諫鼓といふ銘の酒あり、香味惣花と變る處なく、新川の黒人ども喇酒して、此の酒なれば大丈夫なりと勸め、膳番のもの、これなれば、よろしからんとて、主君に勸めたるに、其の夜は別に酒の異りたるも氣づかず、機嫌よく酒宴を終り、翌日登城されたりしが、歸館の後、膳番のもの、呼びて昨夜の酒は平常のものと異れり、矢張以前の酒を用ゆべしと命ぜらる。膳番のもの共大に驚き、實はかくくの次第にて、餘儀なく諫鼓といふ酒を進めたるなれど、新川の黒人も我々も、惣花と少しも異りたる處なしと思へるに、我君は如何にして其の異なるを知り玉ふにやと問ひけるに、余も昨夜は異りたりとは思はざりしが、今朝に至りて之れを知れり、昨夜酔ふて寢に

入り、今朝乗物に搖られて登城の道すがらは、我醉尙ほ醒めず、何時も役所の立關に來り乗物を下り、刀を供のものに渡し、其の敷居を跨けたるとき、酔の全く醒めざることなし、然るに今朝は其の時尙ほ醉氣残りて、役所の我座につきたる時、初めて悉く酒氣を拂ひたるか故なりと、語りしとぞ

惣花の名は、今や正宗の其の聲の大なるに、其の響きを聞くこと稀なるも、中には、正宗を斥けて惣花に限ると、通がるものもなきにあらず、聞く故の講談師燕林甚だ酒を嗜む、彼れ黒田侯の聘と聞くや、最も喜んでこれに應ぜり、并は其の酒の佳き爲めに、して、喫一喫して得意の辯を揮ふに、其の快言ふべからざるものありと云へりと、知らず、其の佳き酒とは、正宗か、惣花か、いづれ灘の銘酒ならん

灘酒の醇美なる所以のものを擧ぐれば

曰く

西宮の水

曰く

攝播の米

灘酒史



曰く

吉野杉の香

曰く

丹波杜氏の技倆

曰く

六甲の寒氣

曰く

攝海の温氣

此の六つのももの相因り相俟つて、此の一種特得の旨味を化成するや、蓋し疑を容れず、其の所謂ゆる丹波杜氏の技倆とは、ぎり配を用ふるに在り、而して其の丹波杜氏を聘し、及びぎり配を用ゐたるは、實に惣花の本舗岸田忠右衛門の家に於て創始する處にして、其の功實に没すべからざるものあり、而かも其の事蹟の多く傳はらざるは、甚だ惜しむべしと爲す、斯くして灘は茲に大成を告げり

雜記

(一) 糠及び粕

馬の糞もとを糺せば野山のすゝき

きりくす鳴せたこともある

と、然り、灘の糠と粕とは是れなり、糠や粕とて一概にこれを蔑視すべからず、況や酒造家、一年の入り目、杜氏藏男の給金薪代等は酒の粕……糠……小米……俵……繩にて、緯々餘裕ありと云ふに於てをや、享保十九年の文書に徴するに、糠粕の事今得てこれを詳にするに由なしといへども、明和年中既に糠株の制行はれたりと、攝河、泉、播四國に於て生ずる糠の惣額、凡そ二百萬俵、五郷の酒造高計四十五萬石にして、右米壹石に付、糠壹斗五升の割合なりと聞けば、糠とて中く馬鹿にすべからず、而して其の需用は多く、西南諸道にして、中にも讃岐、高松、領丸、龜領杯は、米糠無之候ては、國中百姓耕作難、出來場所なりと云ふ、茲に文久三年、武庫、菟原、八部、有馬四郡の酒家が、連署して請願せる文書を見るに



四郡之義は、造酒家多々御座候て、糠之類、特之外多分出來仕候高之儀は、年々御公儀様御差圖にて、酒造に多少御座候得ば、稔と難定候へ共、昨年半石造高に見積り、酒造糠、飯米糠共、凡そ五萬石程も御座候哉に奉存候、右に付、糠取聚め、取締會所一ヶ所取立、御馬御飼料、御手當御用相勤め度、最も右株手當御用私共へ被仰付候は、御入用の節は、臨時たりとも無遅滞調達仕、猶又御冥加として、毎年糠三百俵奉差上、御國益の儀は、三百俵の外、問屋株札十枚、仲買株札百五拾枚と相定め、糠百石に付銀五匁づゝ奉差上候哉、御差圖之通に仕度取締方之義は、村々申合、聊も違亂無御座様可仕、何卒出格之御憐愍を以、願之趣、私共へ被仰付被下置度奉願候

政府乃ち其の請を容れ、糠株の制を立て、以て明治の初めに及べりと云ふ。粕は多くこれを焼酎に製す、而して其の價格を一定するの標準を、粕立直と稱し來りしものゝ如し。文化十一年の文書を見るに

生粕之義は、善惡により直段夫々相分れ、其上貫目の掛様、藏々不同、且は皆懸け

半銀入り、順々入り、又は先直跡直等、年來の仕來り振合、色々不同有之候と、あり文政三年の文書には

生粕立直之義、今朝より相談仕候處、此節干粕至而下直に及聞候、生粕立直之義は、今暫く見合候方可然哉に被存候、それとも取極候て可然候は、早々參會相催可申候

又

生粕立直、未だ出來不申候由、最早焼酎屋も、たき仕舞に相成り、勿論五月節季に差掛り候而も、立直出來不申儀は、前代未聞之義に候、右取極め致御相談度、今日御參會可被下候

又

生粕立直、今以て治定不致、當村之儀は、上四匁八分位と見積り、銀子取切り置き、追而立直治定候は、高下殘銀勘定可仕等に相對、略ぼ取極め申候と見へたり、唯惜むらくは、糠の如き粕の如き記録多く傳はらず、今其の詳なるを知るに由なしと云ふ



(二) 樽及び薦

樽はの其材、杉に限る、杉は多くこれを大和吉野に仰ぎ、竹は山城嵯峨近傍に取れり、今ま樽の起原は記録に徴すべきものなきも、酒樽の盛に製造せらるゝに至りしは、蓋し鴻池氏清酒發明以後ならんか

一書に

鴻池新右衛門殿、まだかちにて馬付にして、江戸へ酒下し申され候時分、兵庫北風彦右衛門殿酒樽の見本を貰ひ、かぢや町樽屋長兵衛に見せ、ケ様にこしらへくれ候様にと申付、是より段々酒樽出来申候と見えたり

試みに享保十年の物價を検するに、米一石、四十七匁四分、酒上酒二十樽、十四兩に過ぎず、其の後殆んど一百年、往往樽木拂底、樽代高直等の語、諸書に散見し、而して遂に其の事蹟を詳記するものなしと云ふ

文政二年酒造大行事より、樽代直下げを酒家に報する書に

樽代直下げ之儀五分下げにて段々引合仕候へども、先方より難澁之趣被申出

候、しかし最初より五分下げと申出置候儀、反古には相成不申候に付、無據二分上げに致置候而、當年五分下げと相唱へ候事に治定仕候、本來は右二分上げ空と相成候而、銀高百匁に付、三匁下げに御座候間、右之振合に御承知可被下げ候と、蓋し當時樽代は、行事と樽屋の協議を以て定る習慣なりしと云ふ

薦の需用は樽に次て起りしものにて、其の酒家に於ける事情は、樽屋と大同小異にて、慶應元年、菰屋連署、酒造行事に提出せる書に

近年凶作打續き、藁高直に付、是迄年々直上げ御願申出候處、御承引被成下、有難御禮奉申上候、追々米穀下落に付、是迄御定より、當十月朔日以後、菰直段二割引下げ申度御聞濟被成下、不相變御注文被仰付被成下候は、難有仕合に奉存候

明治元年の書に

菰直段之儀、去る卯十月より二割下げに御願奉申上候處、近來藁高直、其上錢直段高旁不引合、相續出来兼候間、何卒當分之間、卯十月以前之直段に、御聞濟被成下度奉願上候

と見えたり



## 第二節 灘各郷の特質及其進取保守の差異

世界の文明は總て東漸の勢あるに、灘の酒造業は、獨り西漸の傾きありて、西へ西へと進み行くもの、如し伊丹池田の覇を海内に風靡せし繁華の夢は、西して西宮に移り、今に西宮の盛大なること、五郷に冠たりといへども、其の灘酒の估券に至りては、東郷、中郷に一等を輸し、而して西郷の進歩の速力は、他の四郷に比して、著しきものあるを見る、と

今各郷の特色をこゝに一言せば、東、中、西、三郷の酒造地は、美術的にして、西宮郷は工業的なり、由來西宮郷の三郷と相容れざるものは、營業上の見地を異にするに由れり、蓋し三郷は往時よりして、既に著はれたる酒銘多し、故に勉めて美酒を製し、以て益、聲價の昂がるを期す、然るに西宮郷は、古來著はれたる酒銘、絶無なるにはあらざれども、固より寥々たるを免れず、故に酒銘を以て三郷を壓せんとせば、勢ひ巨多の資金を投すると同時に、又これを數年の後に期せざるべからず、寧ろ比較的醇美ならざるも、其の價の廉にして、售れ易きものを製し、以て世の需用の

多きに勝を制せんとせり、これを要するに、西宮は、進取的にして、三郷は、保守的なり、三郷は、酒銘に重きを置き、損益を第二の問題とせる風あるに、反し西宮郷は、必要に依りては、清酒に割水をなして、駄敷を増し、價を廉にして、其の多くを擲くを貴ぶも、他は品質の估券を下げんことを恐れ、買手の懸望にても、割水を爲さざるのみならず、互に規約を設け、買手自ら割水を爲すをも嚴禁せりと、而して、三郷中、西郷に至りては、東、中、二郷の如く、究屈ならず、往々西宮流を學びて、以て時好に投する新進の酒家甚だ多く、前途の好望頗る見るべきものありと云ふ

さあれ、五郷の牛耳を執りつゝあるものは、西宮郷なり、灘五郷のうち、獨り西宮の醸造額の年々著しく増加せるに比し、他の四郷の進歩の遅々たる所以の理由及び事實を聞くに、左の如し

明治十七年度に於て、七萬一千石を醸造したるも、三十四年度には十一萬石となれり、而もその人員は、三十一名より二十七名に減じたり、こは獨り西宮郷のみならず、灘の全體何れの郷に於ても、醸造高は逐年増加し來りたるに拘らず、酒造家は漸次減少を見つゝあり、蓋し往年に在りては、酒造家の雇人に對し、



商家の緩急分けをなしたる如く、主人より酒藏の分配をなしたるも少からず、且酒造地附近の人及びこれに關係あるものは、一度は酒藏を起して、白水を流さんことは、其の素志なりしかば、自然小酒造家續出したるも、其後世間の情況變化すると共に、これまで原料米の信用貸をなしたる農家も、現金ならては手放さざるに至り、又課税も非常に増加して、先づ多額の資本を準備せざるべからざることゝなりしかば、酒造家たること容易ならざるが爲なり、斯くて新しく酒造業を営む者少くなりたると共に、従來の酒造と雖、一度醸造に失敗して、損失を招く時は、再びこれに従事する能はず、旁、醸造家の數を減ずるに反し、清酒の需用は、逐年増加して、これは少數酒造家の擴張事業となれるより、人員減して、造石高増加の現象を呈したるなり。

而も西宮郷に於て、特に其甚しきを見たるは、辰馬一家の酒造業膨脹したる結果にして、其本家たる辰馬吉左衛門氏の家に、辰榮之助といふ支配人あり、先年中に故人となりしも、この人辰馬家の衰勢を挽回し、爾來機敏なる商略を施して、終に同家を日本一の大酒造家となして、四十萬圓の功勞金を受けたりと

て、其の名高かりき、辰氏は商人としての技倆最も高く、其盛時にありては、殆ど灘五郷に於ける清酒の相場を自由にしたりといはるゝほどにて、氏は、商業上成效したると共に、酒造業にも種々の進歩したる施設を採用したり、例へば精米動力を、蒸氣力となし、酒藏を煉瓦にし、總ての火力に、石炭を採用したる如き、多く氏の創意に出てたるものにして、西宮の酒造業は、これが爲に、其工業經濟を一新したるの觀あり。

と、未だ盡く然りといふ能はざるも、正鶴を失はざるものにちかし、而して其の最大原因は、時勢の進化に従て、小資本家の大資本家に壓倒兼併せられたるに依ると云ふ。

抑も灘五郷の、全國各地に比して、酒に適する優勝の地たるは、他なし、即ち西宮の天寶の水と、更に醸造すれば必らず良き酒を得るの長所に在り、然れども灘五郷をして、天下に雄飛せしむるものは、別に最大原因あり、何ぞや、即ち輸送の便是なり、東すれば、則ち陸上貨物の集散地たる大阪に近く、西すれば、則ち水上貨物の發送地たる神戸に近し、此の水陸兩便の交通自在を得たる好位置は、灘を措て又た



他にこれを見ればからず、是れその永く、斯界の霸王として實權を掌握する所以ならん歟

明治二十四年の文書を見るに

折角十九年度は多少の利益を受けながら、其利益は如何なる譯にて得たるかの考へなく、翌二十年度、翌々二十一年度は、八萬石乃至十萬石を増造したるは、實に法外千萬と云ふの外なし、夫れか爲め酒家も問屋も古酒の下落を受け、多數の酒荷は散々の目に逢ひ、其損金は十九年度のもふけ高に數倍せり、其中にもよわ氣連は、多く十一月までに出荷せし故、幾分か損失も少なかりし、是れより弱氣駈引多くなり、早積の風大に流行せり、凡そ物の相場の高下は、主に物貨の多少により、貨物の多少は、造石の多少より來ることは、一通り皆知る所なれども、此の一兩年は、さして多數ならぬに、相場はしじう下落勝なるは、實にふしぎの次第にて、其原因を究むること、商家の最も必要なるべし、茲に於て深く考るまでもなく、忽ち弊害を見出すべし、早出し積急きは、少數造石の年に適當せざる事、早出し積急きの爲に、年内非常に荷嵩を生ずる事、未だ統計に精

しからぬ時代ゆへ、荷嵩は元地非常に多く見ゆる事、かく荷嵩を來す積方ゆへ、買手は附崩し、問屋は自然投資する事、投資弱しは、實に二十年度、二十一年度の古酒大下落より來る事、本年一月一日の持越は五萬五千駄内外なることは、昨年九月頃すでに知り得べきに、統計を重んぜざるより、一般氣付さりしこと、たまたま本年二三月頃、古酒昇騰するも、酒家も問屋も持荷薄く、皆買出しの手に渡りぬて、折角の利益をとり得ぬは、實に弱氣駈引の積方と、弱ごし駈引の投資による事、試に十二月三十一日に東京及び五郷に現存せる有荷を調査し、之れを翌年の持越高と見做せば、二十二年は六萬九千二百駄にして、二十一年の持越高十萬三百駄より、減少すること三萬一千駄なり、又二十三年の持越高は、五萬三千四百駄にして、二十三年の持越高より、一萬五千八百を減ぜり、然るに昨年十二月の下落を招きしは何故ぞ、又本年四月までの需用に不足を告ることは、誰しも一度は心附きしならん、心附ながら競ふて積出したるは、無謀の懸引とや云はん、左れども十二月に積切せされは、米代の間合はすと考えしならん、是れ則ち大なる誤りなり、若し其古酒を各酒家に於て幾分つゝ、歟、持ちし



め其代りに二十三年度の醸造を幾分つゝ敷減したりしならば、一は古酒の下落を防ぎ、一は新酒造減の結果として騰貴を促し、兩ながら利益を得しならん、誠にもしみても餘りありと云ふべし、されど既往は追ふべからず、宜く此の統計の示す所にしたがふ、今日の下落は、眞の下落にあらず、早出し積急の駆引より來たる結果なるを了解し、將來を警戒せば、必ず其利益大なるべしと、其後一消一長、大差なく、二十七年日清の役起るに及び俄然として市況振ひ、其の年の醸造高は實に三十八萬一千餘石の多きに上れり、爾來醸造の總額は、一年益多きを加へ來れり、蓋し江戸積即ち東京輸出を以て、本業とせし灘も、地方販賣、海外輸出の爲め、大に發展し、今は東京に輸出するもの、其の醸造全額の五分に過ぎずと云ふ

### 第三節 灘酒造石高と其の増減

今明治四十二年度の調査に係る最新攝津灘五郷の清酒造石高を示すに左の如し











明治四十二年度灘五郷清酒造石高調査表

表中△印ハ營業人名ヲ朱書スベキモノトス

清酒 査定石高 四拾參萬貳千七百參拾石四斗〇一合  
 課稅石高 四拾貳萬四千〇七拾五石貳斗一升七合  
 一藏 員數 四百貳藏 平均査定高 一藏當り 一、〇七六、四四三  
 員數 百四拾壹人 一人當り 三、〇六九、〇〇九

今津郷

重ナル酒銘	査定石數	課稅石數	藏數	營業人名	四十一年度 課稅石數
大關長榮	七、九〇六、〇三 <sub>五</sub>	七、七四七、八七 <sub>三</sub>	七	長部文治郎	八、二七、三三八
鳳凰正宗	七、七六、一八〇	七、六〇、六四七	七	辰馬半右衛門	七、五三、四六一
關文花嫁	七、三七八、三七 <sub>四</sub>	七、三三〇、七九九	七△	西宮酒造株式會社	六、〇六、七五
鐘文花嫁	六、九五、三三九	六、八五、七二五	六	鷺尾久太郎	六、八五、四六
日出憲	五、七六、九九二	五、五五、六四三	七	鷺尾萬介	七、八三九、四七三

灘酒史

六五



孔雀正宗	五、二九九、一六三	五、一九三、一七三	五、六九八、三三七
福翁	二、六八五、九八〇	二、六三三、二五七	二、六七二、三九四
東郷下合計	三、七三九、五一	三、六六四、七六	
牡丹正宗	二、四七六、五七七	二、四六六、七九	二、五二一、六三四
獅子正宗	三、二五一、五四九	二、二〇六、五五	二、一五五、六四一
扇正宗	一、八四九、八〇八	一、八二二、八一	二、四三三、六九五
愛國	一、七三〇、八〇〇	一、七五五、三六一	一、六三八、五〇〇
高賞	一、二四三、七九四	一、二二七、九七	一、〇三八、五七六
長譽	一、一四六、二四三	一、一三三、三五	一、一四三、〇八一
清光一	一、二七、四六四	一、一〇四、九三	一、二六、三六
東洋一	一、〇三一、一七三	一、〇〇〇、七四七	九九、四二
曲玉正宗	一、〇一五、六六八	九九五、三五三	九〇、五五九
ひめ盛	五八、五三	九四九、二八	一、〇〇七、七四四
嘉運	七五八、三〇二	七四三、三七	七三〇、一四
千代花			

六六

福注連	六二七、八六一	六二五、三〇三	一岡田正造	六六、六九八
纏福	六〇九、四六三	五九七、二七	一高岡藤兵衛	五八五、九六四
百福	三二〇、六九五	三〇四、四七九	一丹羽福造	八四六、〇五四
計	六〇、九六四、五五	五九、七四五、二三	六	一、〇三九、五〇三

西宮郷

重ナル酒銘	査定石數	課税石數	藏數	營業人名	四十一年度 稅高
白鹿	三三、三三一、五七四	三三、八五五、一〇	一九	辰馬吉左衛門	三三、七三三、五四二
日本盛	一一、五三八、二五八	一一、二五七、六五	二	西宮酒造株式會社	一一、二四四、三五四
菊花紋正宗	今津郷下合計 二〇、九〇六、六三三	二〇、四八八、四七四	一八		
東自慢	今津郷下合計 一七、六四四、四七四	一七、二九一、五六四	一六	辰馬半右衛門	八、八八〇、六三八

灘酒史

六七



喜惣富都福東山勤壽白褒國戎鏗	大將貴意娘ろ紋正海王海應宗一	一、八四六、五八三	二、三〇六、八五八	二、三三五、三五〇	二、八四一、四五四	三、三三九、六二二	三、九八九、三七四	四、二〇〇、二八四	四、五七八、六三三	四、八七四、八四九	六、〇三五、九五九	七、〇八八、一〇一	八、〇九六、〇九一	八、六六三、四〇〇
		一、八〇九、六四八	二、一六三、七八	二、二六九、〇四〇	二、七四六、六二六	六、三三三、二二六	三、九〇九、五八二	四、一六六、二七三	四、四八七、〇四四	四、七七七、三四六	五、九五五、三三五	六、九四六、三三八	七、九四四、一五九	八、六六六、一三三
		三	三	三	三	三	三	四	四	五	六	七	七	一〇
		木谷市右衛門	藤田卯三郎	紅野平左衛門	野田三藏	紅野善三郎	東辰馬酒造會社	辰馬半左衛門	辰馬半藏	阪口吉藏	辰馬悅藏	覺心平十郎	日本攝酒株式會社	辰馬利一
		一、八一〇、五八八	三、三三三、一四三	二、二八五、二〇五	二、六五五、二二〇	三、三三三、四二二	三、三三三、七六七	四、〇三三、〇三三	四、一五一、五三三	四、七四九、三三九	五、九四三、〇一四	六、六六六、七七八	七、四五一、〇八五	九、三三三、七七九

今津郷ト合計

美百な芳正長福	舉鹿静泉德譽壽	一、七六四、八六一	一、五七六、五六	一、一五八、八四三	一、〇九〇、八三三	一、〇四五、九六一	九八一、二四八	八七八、一三三	六四五、八八三	二六、二六、四七
		一、七三九、〇五	一、五四五、〇三三	一、一三五、六六七	一、〇六九、〇〇六	一、〇三五、〇六一	九六一、六二二	八六〇、五九九	六三三、九三三	二二、七九三、九六一
		三	三	一	一	一	一	一	一	一
		宮崎九兵衛	共立酒造合資會社	松本貞信郎	藤田喜代松	太田吉藏	丸石合資會社	守舍新兵衛	阪口市次郎	二四人
		一、六七一、〇五二	一、二二七、五四六			九五三、二四二		九六六、七八一	六三三、四九九	一〇八、九〇三、七三九

東郷

重ナル酒銘	查定石數	課税石數	藏數營業人名	四十一度度
櫻正宗	三、一九三、〇六三	二、一九八、二〇〇	八 山邑太左衛門	二、三六八、六二二

灘酒史



岩戸開	榮鯛	鶴鼓	都菊	澤ノ鶴	金露	銚子正宗	菊正宗	神龜	篤正宗	山屋	桃正宗	中郷ト合計
一、七〇、三〇四	一、八〇〇、一三三	一、八六六、〇九三	二、〇五一、〇三八	二、〇八八、三三三	四、二五五、〇一〇	二、一七四、四九〇	二、二九五、三三〇	三、二七五、五〇一	三、二九二、二八八	三、三一九、二九〇	三、六七〇、六七〇	一三、四七七、八七六
一、七四、六九七	一、七六八、〇五三	一、八二八、七六七	二、〇一〇、〇一三	二、〇四六、五六三	四、一三〇、七三三	二、一三〇、九九七	二、二四九、四〇一	三、〇一九、九九〇	三、二六六、四三九	三、三二九、三三七	三、五九七、三五三	一三、一八八、七〇八
一寺田定藏	二山路久治郎	二井上信治郎	二肥塚源次郎	二石崎合名會社	二大塚和三郎	三合名本嘉納商店	三松村末吉	三松尾仁兵衛	三寺田廣吉	三鈴木忠右衛門	三下部酒造合名會社	九
一、七三三、〇三三	一、七八三、七六五	一、四九六、三九四	二、〇三三、一三三	二、四一九、九七六	二、〇三三、四三三	二、九五三、〇七七	二、二五五、八六三	三、一七四、二六一	三、四八四、三五六	三、四五〇、五六六	三、六三八、一〇六	

七〇

富源	鯛正宗	仁勇	寶來龜	國益	櫻鯛	歡友	朝市	祥瑞	朝陽	天勝	中郷ト合計
一、三三三、〇三八	一、二五九、六四八	一、三三三、七六一	一、〇五三、五一一	七六六、七三三	七三二、七六一	六九九、六七三	六九八、二六三	六八八、三三七	六三四、六五七	五九一、〇一七	一、三三二、二二七
一、三〇五、六六六	一、一三四、四五五	一、一八九、四八四	一、〇三三、四五九	七七〇、九八六	七〇七、三四四	六八五、六七七	六八五、二七六	六七四、五五九	六二二、二六三	五七九、一九六	一、三五四、五七〇
一松村善太郎	一伊丹榮助	一 大塚源五右衛門	一平野平兵衛	一藤井竹次郎	一岡村種藏	一永田助藏	一北倉合資會社	一永田龜吉	一山本仙介	一西倉合資會社	松村末吉
一、五〇九、二六八	一、一三三、一九九	一、一三三、〇七三	一、〇六四、二八三	七六六、八八七	七三九、〇一〇	六七五、三〇五	六七七、五五六	六七七、八六一	八六〇、三四八	五八一、四九四	八四七、五八九

灘酒史

七一



計	五三、七五、一六九	五二、七九、五九五	四七	二四人	五二、六九〇、二五七
---	-----------	-----------	----	-----	------------

中 郷

重ナル酒銘	査定石數	課稅石數	藏數	營業人名	四十一年度 課稅石數
白鶴	一〇、一九三、七六一	九、六八八、八九一	九	嘉納治兵衛	一〇、〇一九、〇四七
菊正宗	九、四九〇、〇九九	九、三〇〇、二八四	八	合名 會社 本嘉納商店	八、五五七、九一六
泉正宗	東郷 下合計 一三、七五五、六〇〇	一三、五二〇、二六八	二	泉 仙 助	八、四〇〇、九四四
梅ノ木	七、六六九、四五〇	七、五六〇、〇四九	八	安福又四郎	七、八〇五、〇九六
世界長	七、三三三、七三五	六、九九三、〇一〇	七	小網與八郎	七、八〇五、〇九六
稻正宗	六、三九九、九三三	六、二七一、九七五	六	河東倍二郎	六、〇九六、三四四
龜正宗	五、一三八、八八三	五、〇三六、二九九	四	上念新兵衛	五、三三三、〇七五
祐成正宗	四、三三三、一〇〇	四、三五六、三三三	四	安福武之助	三、九八〇、〇一三
	三、八四三、一八三	七、七六六、三四四	三		四、三三一、八七八

笹正宗	乾 坤	龍 正 宗	大 世 界	瀧 鯉	愉 快	春 錦	聖 德	名 山	都 菊	末 廣	重 陽	正 行	
三、一〇六、三三七	二、八六七、四七七	二、七七一、五二二	二、七四一、一〇八	二、七三六、四三〇	二、六六六、一三五	二、四三八、六三九	兩郷 下合計 三、四七七、三六六	二、三三八、六六六	二、二〇一、三七六	二、〇六三、二八五	一、九八四、九七〇	一、九六〇、八一〇	
三、〇四四、一〇六	二、八一〇、〇五五	二、七二六、〇七六	二、六六六、二八三	二、六八一、六九六	二、五七三、六〇〇	二、三九九、八六三	三、四〇七、八〇七	二、一八五、〇九〇	二、一五八、三三七	二、〇二一、〇三六	一、九四五、五六八	一、九三二、五九〇	
三 新居嘉右衛門	三 乾 新兵衛	三 石田孫七郎	三 大江 五郎	三 木村喜兵衛	三 高島 太介	三 安藤 安太郎	三 神足淺三郎	三 山下 孝介	三 辰馬 六郎	三 肥塚源治郎	三 泉 喜之助	三 木原 熊吉	三 小野權四郎
三、二八一、八四三	二、七九七、九八六	二、七〇四、二八七	二、六八三、三八三	二、八四四、六三〇	二、三三一、〇七六	二、八一六、〇三三		二、三五二、九三三	二、一三三、三六八	一、一〇一、五二八	一、八四六、〇一八	一、九二四、六〇九	一、八七二、五五七

灘酒史

七三



寶正宗	澤ノ龜	千金福	東露	櫻正宗	成効	國ノ光	美功	倭譽	春駒	聖泰	盛宗	鍵正宗	
一、七二七、二七七	一、七二二、六三〇	一、四九一、五〇八	一、四四一、二六三	一、三六六、六〇六	一、二六五、八二六	一、二六四、二一八	一、二四一、二八八	一、一八二、三七六	一、一七、七八〇	一、一〇、五二二	一、一〇〇、五五五	一、〇七六、七三三	一、〇〇九、一〇三
一、六九二、七三二	一、六七、三六五	一、二八一、三二六	一、三六六、一七六	一、五〇〇、〇七三	一、四〇〇、四九八	一、三三八、九三三	一、二六六、四六一	一、一五九、七三六	一、一四八、三四三	一、〇八八、三〇〇	一、〇六六、五〇三	一、〇五五、一七七	九八八、九二八
二小野清七	二宅合名會社	一木原伊兵衛	一木塚和三郎	一木村喜平治	一山邑太左衛門	一石腹勝用	一大澤德平	一若林常右衛門	一泉泰治郎	一鳥井合名會社	一時枝定太郎	一森脇誠一	一高島廣三郎
一、七〇六、一〇八	一、九八二、三四七	一、三七一、四三二	一、三七一、二二二	一、二七八、〇五〇	一、〇八九、六一一	一、二二八、七四九	八三四、四一四	一、九九九、〇一五	一、二一九、九六六	一、二一四、〇八三	一、〇七六、六五五	九二二、八二八	

優美將	名雲	青雲	正成	多喜泉	山澤正宗	大勝	神正宗	神港正宗	倭姫	菊正宗	計		
一、〇〇五、五六〇	九八七、三六三	八八一、七五〇	八七五、四二二	八〇六、六六八	八四三、三四二	八〇二、八八九	七九一、二〇〇	七六三、三六一	七三一、二九四	七一九、一四五	四八、四六五	二一八、〇三九	一一三、七八、四〇七
九八五、四四二	九六七、六二四	八六四、二二二	八五五、九三三	八五三、二五三	八三六、四七三	七八六、八三〇	七七五、三七四	七四七、二二二	七二六、六六六	七〇四、七七一	四二、〇六三	一一五、六六六	一一一、四三三、八七二
一堀野久藏	一殿村善四郎	一木村秀三郎	一若林英一	一若林茂左衛門	一喜多川篤藏	一山澤保太郎	一西倉合資會社	一泉久吉	一柴田孫治郎	一平松徳兵衛	一泉勇之助	一森本元助	一〇九
四八八	九七〇、七三三	八〇五、四九九	五六九、二六三	三七六、九三二	七五五、二五六	七四五、七五七	七七八、二九〇	七〇〇、三三三	八六四、九五七	六八〇、二九二	四〇三、六四〇	一九、五九九、五八二	



西郷

重ナル酒銘	査定石數	課税石數	藏數	營業人名	四十一年度 課税石數
牡丹正宗	一七、三五九、〇六〇	一七、〇二一、八五七	一六	若井源左衛門	一六、八七二、六四一
忠長	一三、三六八、二〇五	一三、一〇〇、八一九	一三	若林合名會社	一三、〇五五、六四九
澤ノ鶴	一三、一五六、一三五	一二、九二二、九九三	九	石崎合資會社	一一、四五〇、七三三
東郷ト合計	一四、二四四、四五七	一三、九五九、五五五	三		
富久娘	九、五〇七、二〇九	九、三二七、〇五五	七	花木甚右衛門	八、〇三二、八一五
菅公	七、三三五、〇一九	七、一七八、五〇九	六	菅野安次郎	七、一三八、三〇三
靜穩	三、六三九、五三三	三、五六六、七三八	三	都賀儀兵衛	三、四四五、五一一
日本武	三、五三〇、一六九	三、四五九、五六三	三	若井卯三郎	三、四三八、六七九
鳳麟正宗	三、三三一、七二二	三、一八七、〇七三	三	大倉エイ	三、一六三、五八〇
瓢冠	一、九九五、一〇八	一、九五五、〇三三	二	牧野榮介	一、九三七、三三二
日本魂	一、九八四、二九〇	一、九四四、六〇三	三	江井夕島酒造株式會社	二、二七八、七三三

和合杯	劍正宗	金盃正宗	柳正宗	壽樂	丹頂	娘盛	春錦	三樹牡丹	有喜	惣花	吉慶鯛
一、八六一、五四二	一、六六八、一八五	一、三七四、三五〇	一、三三〇、六七三	一、二二二、八三七	一、一六〇、七九三	一、一三二、一三三	一、一〇九、〇三六	一、〇三八、七一九	九六〇、一七七	九四三、七七五	八〇七、一五〇
中郷ト合計	一、九八五、一九六	一、二二二、八三七	一、二二二、八三七	一、一六〇、七九三	一、一三二、一三三	一、一〇九、〇三六	一、〇三八、七一九	九六〇、一七七	九四三、七七五	八〇七、一五〇	八三四、八〇六
一、八二四、三〇六	一、六三四、八一七	一、三四六、八六三	一、二〇六、〇五六	一、一九八、三七九	一、一三七、五七六	一、〇九八、六九〇	一、〇八六、八五五	一、〇一七、九四四	九四〇、九二三	九二四、八九八	八八九、〇〇五
三	二	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一
三 丸岡茂吉	二 中山治助	一 北村吉右衛門	一 松岡清吉	一 泉久吉	一 松谷常七	一 柴田長右衛門	一 花木兼松	一 安藤安太郎	一 神足淺三郎	一 増井久太郎	一 片岡治七郎
一、八二七、七九九	一、六三九、五六六	一、一三〇、一九九	一、二八八、七二二	一、一五七、四六九	一、一三七、五六三	一、一〇一、四六八	九五五、八五七	八九八、一四〇	九一七、九四八	八七四、七〇八	八七四、七〇八

灘酒史











## 醸造研究所及び品評會

時運の進化と共に、如此きものゝ生るゝは、喜ぶべき現象にして、醸造研究所と清酒品評會は、灘實に其の先鞭を着けり、蓋し醸造改良の議は、明治十九年、灘酒造組合組織當時、盛に唱道せられ、二十二年、今津郷三丸商店に於て、理學士肥田密三氏を聘し、學理を應用して試醸せるに、頗ぶる醇美の酒を得たり、然るに惜哉、貯藏久しきに堪へず、日を経るに従ひ、風味を損し、遂に失敗に歸せるを以て、酒造改良の鋒きを挫きしは、斯界の爲め甚だ遺憾とする處なり、然れども學理應用の必要を感ずる頭腦は、全く冷却せしにあらざるを以て、明治二十三年十一月、醸造研究所なるものを、西宮郷に起せり、是れ日本攝酒株式會社の創立する處にして、次て二十四年七月、酒家大石吉藏氏、今津郷に又これを起せり、然れども二者皆な失敗を免れざりし。

今其の談を聞くに、西宮郷醸造研究所は、松井東京工業學校卒業生、専ら其の管理をなし、現在生徒七名を有せり、神奈川、徳島、愛知、島根、山形、岡山、茨城、諸縣より來る

ものなり、今津郷の主意とする處は、地方酒家の子弟を養成するに在て、其の目的とする處は、兩研究所共に、學理を應用して、分析若くは反應等の成績に考へ、東京市場に於ける取引慣例の不利、即ち變味若くは腐敗に依て、酒家に及ぼす弊害を匡正せんとするに在りたるものゝ如し、然れども事故百出し、二者共に久しからずして廢絶せりと。

是より又た學理應用を口にするものなきに至れりと云ふは、歎息の外なきなり、聞く、酒家の其の酒の足を永く持續するもの多くは、撒里矢爾酸を用ゐて、腐敗を防げりと、撒里矢爾酸の忌むべく、厭ふべく、恐るべきも、今日未だこれを用ゐざるを得ざるは、斯界の爲め、千秋の恨事にあらずや、然れども守舊的酒造家は、皆な肥田氏の失敗に鑒み、復た學者の説に耳を傾くるものなしと云ふ、知らず學理應用も、未だ其の試験中に在て、完全の域に到達せざるに由る歟。

酒の里人の『玉山頌言』に

近時代の文明に同化など、云はゞ、高尚にも聞ふるが其實は未だ首尾一貫の科學的醸造法とは成つて居らないから、其の醸造の遣り方が、大率、暗中の摸索



たるを免れないので、動もすれば失敗を來すことが十中の七八を占むるのである、これ獨り酒造家の側におゐるのみでなくして、學者の側におゐても亦た然るのである、從來灘地方に於て、時に名ある學者が、醸造を試みられた事もあれど、餘り芳しき名譽を遺留しては居られないのである、兎に角日本酒改良の成效は、前途未だ遠しと言はざるを得ないであらふと考へらるゝのである

と、此書の著は、西宮の酒家某氏の筆に係り、灘五郷の酒家は概して此の所見と同じと云ふ

品評會、是れも亦た小田原評定と化せり、蓋し品評會の議は、これを東京の唎酒會に學んで得るものなり、唎酒會とは、酒問屋に於て、仲買を召集し、其の醇醜を鑑別せしめし會なり、五郷の酒家これに倣ひ、品評會なるものを起さんと企てり、其の主意に曰く

酒類粗製濫造の弊習を矯正し、且其の改良進歩を促すは、品評會を創立するより善きはなし、今や醸造改良美酒製出の議甚だ盛なり、然れども凡百の事皆其

の始あらざるなし、而して能く終りあるもの鮮なし、蓋し其の初に當り、銳意事に従ふと雖、日を経るの久しき、知らず知らず懶惰に流れ、遂に成功を見るに至らざるは、古今の通患たり、今若し規を立て約を定め、品評會を起し、其の精粗美惡を品鑑甄別し、同業常に相切劘せし、庶幾は其の通患に陥るなく、以て改善の實を全くし、醸造の美を成し、而して粗製濫造の弊習、自ら跡を絶つに至らんと、然れども内部に如何なる事故のありてか、これを創立するに至らざりし、然るに中郷の酒家、嘉納治兵衛氏なるもの、心大に感ずる處あり、即ち一藏毎に、其の成る處の新酒を、四合瓶二個に盛り、これを一所に聚め、大阪其他地方有力の受賣業者に請ひ、其の良否を品鑑せしめしに、大に販路に影響し、其以て優美と爲すものは、必ず市場に聲價あるに至れり、茲に於て他の酒家も亦た大に其必要を覺知するに至り、其の醸造する處の酒を提出し、其の鑑別を請ふもの、年を逐ふて漸く多きを加へ、益、其の盛を致すと云ふ

## 第五節 灘と水の關係



西宮の一部に湧出せる麗水は、灘の寶庫なることは、曩きに既に之れを云へり、今最近の醸造雜誌に掲ぐるものを見るに、實に水一升金一升の感あり録して以て其の盛況の一斑を示さんと欲す

宮水運搬の値上要求 灘西宮町なる酒造専用の井戸は、古來宮水と稱し、酒造用に必要とせられ、斯業界中灘五郷は、言ふも更なり、近きは池田、伊丹、堺、遠きは四國九州地方まで搬出せらるゝ趣は、數々記載せし所なるか、此井水の需用年々激増し、近來は其の井一箇所、數百圓もしくは數千圓にて賣買さるゝなり、醸造期には同町海岸は、殆ど水樽を以て埋めらるゝ程にて、之に従事する人夫は、井場働き、水詰船夫等三百餘名の多きを要し、又之等勞働者を使用する、水屋と稱する者同町にて濱永傳兵衛外四五名あり、其の勞働賃金一人前食料附にて、平均一日五十錢なるが、此の程船夫其の他の勞働者等は、賃金値上の要求運動を試み、一同同盟休業を爲したるよし、然るに目下醸造期の最中とて、灘三郷魚崎、御影、都賀濱の酒造家は、大いに驚き、直に右の請負人たる水屋に迫り、勞働者に交渉する所ありしも、只額を定めず、他の勞働者に較べて低廉なれば、此の際

値上を爲しくれとのみにて果しのつかざるを西宮警察署にて聞知し、勞働者の重なる者四五名を召喚し、要求は要求として仕事には従事すべしと説諭し、彼等もこれに服して就業し居れるも、此の値上問題に就ては、請負人は、勞ひ灘三郷の酒造家に纏らざるを得ず、仍て交渉中の由、酒造期中右の三郷に搬出する水代及び運搬賃金等の總額は、四萬圓の多額に上る事とて、容易に値上げの要求に應じ難き點もある趣にて、三郷の酒造組合事務所員は、西宮警察署に出頭して陳情するところありたりといふ

水と灘の關係如此きものあり、今其の水の販賣に就て、灘酒沿革誌の録する處を擧げて、更に之れを詳にせんと欲す、曰く  
明治の初めに在りて所謂ゆる井戸屋敷は、僅に三四個處に過ぎざりしも、方今は増して二十個處となり、其井戸數實に五十有餘に及べり、而して其の之を所有し、専用水販賣を以て業とするものを水屋と稱し、往時より既に仲間、即ち組合あり、毎年酒造期前に於て相會し、専用及井戸場、水船の價格を議し、酒家の承認を経て、之を一定する習慣を存し、其の定むる處の價格は、總て二斗入一樽を



以て標準とせり、而して其の井戸場とは、之れを汲み樽に盛り車に載し海濱に輸送し水船に交付する費用を指し、水船とは、之れを船載し買主所在地に運漕する船賃を指すなり、明治二年の文書によるに、當時水代並に井戸場は各四厘内外にして、水船は其の遠近に従ひ五六厘より一錢内外に及びたるが如し、方今は乃ち水代井戸場を合し、平均一錢五六厘と云ふ、是より先き専用水の需用益増加し、一時大阪堺、尼ヶ崎、播州江井ヶ嶋に輸出するもの頗る多し、酒家乃ち皆議し、之を五郷以外に販賣すべからずと爲し、水屋仲間を説くに利害を以てし、頗る其實行に努めたるが如し、然れども遂に成立せず、既にして中國及四國、九州の酒家も、亦往々専用水を購入するものあり、二十八九年の交に至り、其輸出するもの、一期間大略百二十萬樽を下らすと稱す、然れども西宮郷に在りては、酒家概ね其の酒造場に専用水を有し、水屋仲間より購入するもの多からず、故に所謂百二十萬樽は、其の全數にあらず、三十一年町議其の輸出するものに町税を賦課せんと欲す、水屋仲間乃ち以爲らく恐くは其の負擔に堪へず、と因て其の有する井戸屋敷を酒家に賣却し、使用料を納れ其の水を販賣するの風

を生じ、方今に至り所謂井戸屋敷は、概ね五郷酒家の力あるもの、有に歸し、水屋仲間に於て仍ほ之を有する者僅に一人に過ぎず、而して其の使用料は、一年一井大略百圓より以て五百圓に至ると云ふ、蓋し之を均くするに皆専用水なり、而して其の使用料に大差あるは、某の井、某の井は、著名の酒家十數戸の専ら用ふる處にして、某の井、某の井は、名ある酒家に於て會て汲用せざる等、獨其の販賣額に於て多寡同しからざるのみならず、水代に於ても亦自ら高下あるに因るなり

一書に、是等の井戸より供給する水は、灘五郷は勿論、堺、大阪、尼ヶ崎、播州等の各地に向ひ、一時は遠く汽車積として、備後松永に送りたりしこともありしと聞くと、見え又

西宮水は、夫れ夫れ酒造業者の所有に歸するも、井戸差配人ありて、水樽の運搬配布を掌れり、差配人は十數名ありて、日々人夫を使用しつゝあり、此の人々が一期間に取扱ふ水樽は、西宮所在の酒造家に使用の分を除き、百二十三十樽と稱



せらる、而して此の多數の水樽を運搬するがために使用する人夫の總數を聞くに、一井六人の水汲並に水詰として百二十六人、井戸より濱先まで運送車一井に五輛を備へ車夫百三十人、又濱先の荷役夫に十五人を要す、以上二百七十餘人は陸上勞働者なるか、更に海上勞働者を計算するに、運搬船は、東、中、西、三郷に向ふもの六十五隻、堺行八隻、大坂行三隻、播州行二隻、尼ヶ崎一隻、合計七十九隻にして、一隻の船夫三名を要し、外に四十人の豫備人夫を併せて二百七十人なり、此の運搬機關は、酒造業に取て、最も大切なるものにして、一たび仕込水の供給を絶つときは、酒造時期を失するを以て、酒造家は萬一を慮りて、二日間使用の豫備水を準備し、以て日々の供給を受けつゝあり、されば輸送部にありても、雨雪の日も風の夜も其の運漕を休止すべからず、但た到底船を出すべからざる大荒の日は止むことなけれども、普通漁船の出でざる悪日位は、事ともせず、風波を凌いで、其の目的地に送り届くるを常とす、故に毎年二三隻の覆溺船を出すは、殆ど避くべからざる處なり

と、見ゆ、其の所謂差配人とは、蓋し水屋仲間を指すなり、而して又其の水汲の状況を叙して

酒造専用は、毎年酒仕入期なる十二月下旬より汲み初め、翌年二月末日に至りて止む、此期間は朝は黎明の頃より、夕刻は薄暮に至るまで、汲水一時も休むことなし、井側は直径五尺乃至六尺あり、通常の井戸に比すれば、殆ど二倍の大きさなり、井戸側低く、何れも刎ね釣瓶を使用して、汲み上たる水を前方に置かれたる長方形の流樋に入る、樋底に五六の水栓を穿ち、其下に二斗入圓筒の水樽を並べて、この樽中に用水を詰め込むなり、井戸に使用する人夫は、都合五六人にして、一人は水を汲み、一人は釣瓶の綱を曳き、他の一人は水詰方にして、此三人を一組とし、交代の爲に三組置く、かくて水樽に詰められたる水は、車に積みて濱邊に送り、これより水船に移して、各地届先に運送するなり

と云へり

又一書には、八人を以て二組となすものありて、一定せず、而して三十四年の頃より、一部の水屋仲間は、詰樽を濱邊に運搬する勞力と費用を節略するの目的を以て、水詰場を分離し、其の荷揚場の傍に之を設け、井水を漏斗箱に移せば、直



に地下に通じたる土管に依り、水詰場の流樋に注入する設備を爲したる等、是れ其の大略なり、以て其の概況を想見すべきなり  
と、嗚呼是れ曠劫の無盡藏にして、天然の酒地たる所以

### 第六節 灘酒と日露戦争

戦争の酒に及ぼす影響は、十年西南の亂、二十七八年日清の役に於て實見せり、今又日露の變に逢着して、三たび其の消息を解するの機會を捉らへり、三十七年九月刊行の醸造雜誌に載する處を見るに

戦局と灘五郷酒 王師一たび征露の途に上りてより、我國經濟界の各方面に及したる影響の多大なるは勿論にて、従つて我醸造界の如きも亦尠なからざる波動を受けつゝあることなるが、今清酒の主産地たる灘五郷の清酒に及したる影響を、其筋に於て調査したる所なりと云ふを聞くに、本年度酒造仕込の始に當り、時局切迫の噂區々にして、其真相を知るに苦み、當業者は前途を憂へ、進みて多額の仕込を爲さんとする者なく、却て當時の商況金融に鑑み、多少減

石の傾向を示せり、然れども本年二月時局の開展は、遂に宣戰詔勅の煥發となり、爾來海陸戰の捷報頻に至り、爲に市場は勿論他地方も亦十馱十五圓餘の騰貴を見たり、而して當時古酒は東京市場に於て其賣捌高著しく増加し、地賣は將來の騰貴を期して容易に之を手放す者なく、其手放したる者は更に新酒に向つて其補充を試み、甚しきは急に仕込數を増加せんとする者あるに至れり、従て本年度は水酒の間に於て地賣豫約石數意外に多く、遂に前年度に對して次の如き増加を示せり、即ち三十六年度の本火石數は六千八百五十五石一斗九升九合にして、三十五年の一萬六百六十石一斗四升九合に比し、三千八百九石九斗五升を減じ、三十六年度の價格二十萬百十二圓廿三錢九厘は、三十五年度の三十一萬八千八百十九圓八錢三厘に比して、十一萬八千七百六圓八十四錢四厘を減じ、又三十六年度の一石當價格二十九圓二十一錢三厘にして、三十五年度の二十九圓九十五錢四厘に比し、七十四錢一厘を減ぜり、而して豫約石數に於ては、三十六年度は頗る増加し、其石數一萬二千七百二十三石九斗に上り、三十五年度の千百六十三石八斗六升に比すれば一萬千五百六十三石九斗四升



の増加を示し、之を金額にすれば三十八萬五千三百七十八圓七十九錢六厘の増加なり、地賣は大抵二三月の交賣買を豫約し、多く七月に至り現品を授受し、之を本火賣買と稱す、而して其受授十一月前後に渉るものを豫約賣買と云ふ、豫約賣買は本火賣買に比し十駄に付一圓以外の高價なるを常とす、然るに本年の豫約賣買は凱旋の際供給の目的に出づる者多く、爲に受授の期日劃一ならず其長期なるものは或は翌年七八月頃に及ぶものあり、此期間に於ける金利缺減を見積り、賣買の豫約を締結するを以て、本年度は前年度に比し遂に二圓以上の差違を示せり、而るに一種の悲觀説は全國を通して唱道せらるゝに至りたると、國庫債券の募集は能く零碎資金を吸収し、遂に極端なる節約を實行するものあるに至らしめたるより、灘酒の捌け口たる東京市場の如きも三月以來在荷格外に潤澤を示すに至りて價格引立たず、殊に積荷を制限し新酒樽物の如きは絶対に謝絶せんとするが如き不況に陥り、其極終に例年六月下旬に執行する新酒初賣式さへ全く之を廢するに至りたり、一方に於て已に此の如き悲觀を呈する傍らに於て伏見、紀州、阿波の如きは例の節約より安物の

跋扈を見、之に加ふるに七月の税金に憂慮する酒造家は其不利益なるに拘らず往々投賣を爲すものを生じ、爲に灘酒は一層の沈衰を呈するに至れり、爾後軍用酒の供給あれども、爲に價格を昇騰せしむる程の高に至らざれば前途の光明は今日に於ては期待すべからざるに似たれども、暗中又一道の光明なきにあらず、酒類の納付と共に代價の交附を受くるを以て資金運轉上の利便尠からず、之を要するに毎年六七月は酒況沈靜にして活躍の狀を呈せざるも、本年の如く元直を低廉にし、而かも其の賣れ行きの捗々しからざるは稀なる現象に屬するなり、然れども由來酒價は秋期に及びて騰貴するは普通の狀勢にして、殊に近時積極的經濟論を主張するもの漸次増加し來り政府當局も亦此狀勢を看取し、春蕪麥作の良好にして米界の平穩を利用し、當業者を鼓舞して生産工業の發展を期し、一面戦局に日々其歩武を進め大に人意を強くするに足るものなきにあらず、尙秋冷漸く加はり清酒の需要次第に増加する今日以後に於ては、或は酒價の飛躍を見ることなきにもあらざるべし云々

と、更らに閱して、同雜誌三十八年八月刊行に至るに、『上半期に於ける灘酒の酒



況と題し

九六

灘五郷にては、今三十七酒造年度の醸造期の最中に於て酒税の増加、米價の高直に加へて前途に掛念する所あり、多少手控への醸造を爲したるに、春來の景況は著しく供給の不足を感じ、酒價に暴騰を來したる趣は前號にも報道せしが、今又同地の通信を見るに、春來軍隊用として多大の需用を迎へ、常に東京積を主とせる西の宮地方に於てすら此向の供給に努めたるものあり、又御影地方を初め常に地方賣に盡力せる各郷に於ても、亦専ら此向へ供給せしかば同地方の酒況は非常の好況を呈し、今や播州其の他の清酒を集めて尙且本年内の供給に不足を訴へんとするの状況なり、而して西の宮及び伊丹地方に在りては、東京積に於て著るしき減退を見たるも、一般の酒價が前記の事情によりて、現今約二割弱の騰貴を示し、而も本年の清酒が全國の査定高に於て前年に比し、殆んど五十萬石を減じたるものある上、單に同地方に於けるものも、今日の勢ひを以てせば本年内の供給を全ふする能はざる勢ひあるを以て、下半期に於ても酒況は益、好況を迎へんとするもの、如く、現に同地方の酒造家は已

に來る新酒に對しては夫々畫策する所ありて、一般の意向は約二割方の増石を見るべしと豫想せられ居れり、更に輸出酒が本年俄に増加したるは勿論、如上の理由に外ならざるも、試みに左表を見るに、本年上半期の輸出高は前年同期に比し、一萬三千七百餘石を増加し、是等は、營口、牛莊、大連に其の多くを増し居れるも、布哇、北米地方への輸出も亦幾分増加の傾向ありて、是亦販路擴張の結果と見るを得べしと

と、而して三十九年六月刊行の同雜誌を閲みするに至り、果して、日露戦役の酒況に大影響を及ぼすを知れり、曰く

今三十八酒造年度に於ける灘清酒の景況は、前號にも報道せしが、爾後其造石高尙増加せし由にて、今や四十二萬二千四百五十石、四斗二升二合に達し、實に未曾有の盛況なりと云ふ、今大阪毎日新聞の報道する所を見るに、頗る詳悉せるを以て之を左に掲ぐべし

戦勝の餘響は大に人氣を振興して、清酒の需用は依然好況を呈したるのみならず、古酒の拂底は益酒價の昂騰を促したり、此動機は著しく斯業を勃興せし



め年來休造中の倉庫は悉く使用し更に製造場を新築増築し醸造場數前年より三十四ヶ所を増し設備の許す限り仕込數を増したる結果本年度清酒の製成高は四十二萬二千四百五十石四斗二升二合に達し之を前年度の製成高に對比せば六萬四千九百三十三石八斗一升二合を増加せり今試みに本年度造石高を既往十一ヶ年間と比較せば左の如し

年度別	清酒造石高	卅八年度比較減	年度別	清酒造石高	卅八年度比較減
三十七年	三五七、五六石	六四、九四石	三十一年	三四九、九三石	七三、四七石
三十六年	三六一、一七三	六一、二六	三十年	三六四、九九	三七、四五六
三十五年	三六一、一九九	四一、一五	二十九年	三三六、四三九	八六、〇二
三十四年	三七三、五六	四九、九四	二十八年	三八一、五三	四〇、九九
三十三年	三七五、五六	四六、九四	二十七年	三三八、六五	八三、六五
三十二年	三三六、七三〇	五五、七三〇	既往十一ヶ年間平均	三六二、四〇九	六〇、四二

即ち本年度の造石高は、最も造石高の多き二十八年度に比するも尙四萬九百

十九石を増加し、右十一ヶ年間の平均に比するときは六萬四十一石の増加にて、未曾有の盛況を呈せり、而して本年度製成高を各郷別に前年度と對照せば左の如し

郷別	三十八年度製成石高	三十七年度製成石高	比較増	同上歩合
西宮	一二七、三六石	一〇三、八九石	二四、三六石	二三六石
今津	六五、〇〇	五二、六八	一三、三二	三五七
魚崎	四四、三三	三六、九八	七、三五	二〇〇
御影	一〇六、八二	九三、〇七	一三、七五	一五二
都賀	九七、〇五	七二、九三	二四、一三	〇九七
計	四三二、四五〇	三五七、五五	六四、三三	一八一

造酒の成績 本年度は仕込の初期に於て稍温暖なりしが仕込の中途に於て寒冷の度を増し、醸造操作上一時苦心の状態にありしも、爾來氣候適順を保ち、幸に激變なく経過宜しきを得、其成績も良好にして、前年に比し寧ろ優ること



あるも劣ることなき好結果を収めたり  
 市場に於ける豫想 未曾有の造石は將來の酒價に何等影響を及ぼすやにつ  
 き前途を悲觀するものなきにあらざるが如し、去れど記懸すべきは、一般古酒  
 の拂底と海外輸出酒は倍増加しつつあることなり、然れども灘酒の主要なる  
 需用地東京市場に於ける現下の商況は、荷支の姿にて三月末より十駄に付き  
 約二十圓乃至三十五圓方の低落を報じ、積荷を制止し來れる實況なり、而て  
 製造地に於ては、目下恰も火入後に屬し、普通取引閑散時期なるに加へて、前年  
 度に於ける税金は納付済となり、一段落を告げたる時にして、且醇良の清酒は  
 悉く貯藏し、別に賣急ぐの要なく、殊に本年度の原料米は、前年度に比し遙に高  
 直なりしのみならず、一般強氣にて兎角賣濫り、前途の形勢を窺ひつつあり、隨  
 て地方賣も亦幾分東京市場の影響を受け、多く當用買に止り、見越物の取引少  
 く、目下取引緩慢なるも、小資本家の安賣若くは新古混和酒の下等品等一旦出  
 廻り終らば復た活況を呈するに至るべし  
 新古清酒現在及藏出高 今去四月一日現在自製新古酒の現在高及前年十月

321441

新古清酒現在比較

郷別	新清酒		古清酒	
	三十五年四月一日	三十八年四月一日	三十九年四月一日	三十八年四月一日
西宮	二二、三三三	一〇〇、七九〇	一二	一、〇七六
今津	六二、九九四	四九、四八三	—	三三三
魚崎	四〇、七六八	三三、四三三	三〇五	六三
御賀	一〇一、〇九三	八九、二〇八	三九四	一四三
都賀	七七、一四七	六七、三七一	五四三	四一七
計	四〇、三三三	三四〇、二六六	一三五八	一九三

新古清酒藏出比較

郷別	新清酒		古清酒	
	自三十八年三月	自三十七年三月	自三十八年三月	自三十七年三月
西宮	二、三四九	七六	五、六三	六四、四〇一

灘酒史



今津	魚崎	御影	都賀	計
一、二六七	三、五三三	三、〇三六	九三六	一〇、八八九
一、三三九	二、五九四	二、五五一	一、一三七	八、四四〇
二、七〇五	一、〇一三	四、九三〇	三、七五五	一七、一三三
二、七六五	一、七一一	五、〇五五	三、九四二	二〇、七三三

111

即ち本年四月一日現在新酒は、前年同期よりも六萬四千四十五石一斗九升九合の多額を示せり、之れ本年度の造石高は、前年度より六萬四千九百三十三石八斗一升二合多かりしに由る。又本年四月一日現在古酒は、前年同期に比し五百七十六石一斗八升三合を減ぜりと雖も、客年夏季以來の盛況に徴すれば尙減差少なき感あり、之れ當時酒造家は一般に市況好景氣の爲め前途に望を屬し成るべく自製酒は保存し移入酒を以て需用に充てたる結果に外ならず、又前年十月より本年三月までの藏出高を前年同期に比せば、本年度は古酒早く拂底したる爲め著しく古酒の藏出高を減じたるも、其割合に清酒の藏出高多

からざるは蓋し昨年酒況全盛の頃古酒の拂底に乘じ群馬、茨城、埼玉等の地方酒が東京市場に顯れ、爾來同市場は兎角安物に手を染むるの傾を生じ、幾多の新酒若くは混合酒を轉送せるものありしと、軍用拂下酒に新酒等を混和し積込たるものあるに因由せるもの、如し

東京市場の灘酒集散 本年一月より三月まで三ヶ月間、東京市場に於ける灘酒の持越、入荷、賣捌高比較は左の如し(十駄當)

月	三十九年			三十八年		
	持越高	入荷高	賣捌高	持越高	入荷高	賣捌高
一月	一五、二一五 <small>石</small>	三三、九〇七 <small>石</small>	二一、八八六 <small>石</small>	一九、二六〇 <small>石</small>	一四、九六五 <small>石</small>	一四、五三〇 <small>石</small>
二月	二六、一三六	九、一六三	六、六四七	一九、一三六	五、五七〇	一〇、五五七
三月	三六、六五三	五、七三二	九、一三三	一四、六五九	二、四六八	一三、三三九
計	六六、九〇三	三七、八〇一	二七、六六七	五三、一七五	三三、九七四	三六、五二六

即ち持越高及入荷高は著しく増加し、賣捌高の減少せるは、蓋し上來記すると



ころの事由に基くなるべしと雖も、抑も亦戦時中一般節約の風習、自然に馴致したるにも因るものゝ如し  
新酒地賣價格比較 又本年四月に於る新酒地賣相場を前年と比較すれば左の如し

新酒地賣價格比較(十駄當)

區分	三十九年四月	三十八年四月	比較
上	二五〇圓……二六五圓	二七〇圓……二八〇圓	一五圓……二〇圓
中	二四〇圓……二五〇圓	二五〇圓……二七〇圓	一〇圓……二〇圓
下	二二〇圓……二三〇圓	二四〇圓……二五〇圓	二〇圓

地賣相場の低落は、東京市場の如く甚しからずと雖も、前年の當時に比し、十圓乃至二十圓を低落し、之を前々月に比すれば二十圓乃至三十圓方の下落を示せり、然れども之を三十七年の同期に比較せば、二十圓乃至四十五圓方の高價を見る

と、皆な是れ戦勝の餘響にして、引而て四十二年八月に至るも猶ほ左の如き記事を見るに及べり

灘酒造界の金融 最近の通信によれば、灘の酒造界に於ける金融狀況は、昨年の不振に引續き本年も著しく不振にして、當業者の困難尠なからざるものあるに、次期の納税は從來十七圓もの二十圓に引上げられたる事とて、其の金額に於て多額に上るべきを以て一段の困難を見るべしとは、一般の豫想したる所にして、常に取引の關係ある第一銀行の如きは、納税期の接近し來るに連れ、酒造家手許の調査を爲す必要ありて、之か調査を爲したるに、多數は手許資金潤澤にして巨額の預金を有せるに、意外の感を爲したりと云ふ、要するに戦争後に於ける好況時の蓄積あるものにして、同地方に於ける酒造界の金融狀況は、世人の豫想するが如く困難ならずと云ふ  
と、亦以て日露戦争と灘酒の關係を想見すべし

### 第四章 灘酒と販路の區域



## 第一節 灘酒と江戸積及び他國積の消長

灘酒の販路は、江戸積を以て主眼とせり、故に往時は殆んど其の醸造の全額を舉げて、これを江戸に輸送せしが、物換り星移り、醸造の高を進むるに従ひ、次第に其の販路を擴張し、浦賀、神奈川、又は近畿關西地方に販賣する習慣を生ぜり、これを地賣又は他國積と稱せしが、天保の頃には既に主客位地を換へ、他國積の方は却て江戸積を凌駕し、五郷は一割九分弱、伊丹以下七郷は、實に六割強の多きを示せり。

原來、地賣即ち他國積は、大阪及び堺を以て主とし、五郷の如きは固より甚だ多からずといへども、獨り浦賀輸出に至りては、漸くその多きを加へ、時に或は江戸の市況に影響し、紛擾を醸したること尠からず。

文政二年、江戸下り、酒屋問屋が、連署して町奉行に訴ふる書を見るに

下り酒屋三十八人之者共爲惣代、大行事靈岸島四日市町權六、店房太郎外、當行事三人奉申上候、私共仲間問屋株之儀は、御餘光を以て、手廣商内仕、難有仕合に

奉存候、尙又寛政四子年、米作凶歉に付、酒入津御分量被爲仰付、御當地入津高取締書上、並關八州酒造の儀は、地廻り酒問屋へ取締被爲仰付、尙又上方十一ヶ國酒造の儀は一圓私共引請、一ヶ年入津高等取締仕、關東國々手廣に商内仕、難有仕合に奉存候、其後文化六己年於北御番所、御鑑札頂戴當時三十八人にて、御冥加金千五百兩宛、年々相納來、問屋株御極被下置、一同難有仕合に奉存候、然る處、四五年前迄は、相州浦賀におゐて、船々直引合を以て、下り酒荷物少々宛商内罷在候處、近年専ら下り酒引受、上總地方は勿論、相州並に神奈川邊は、手續を以て品川迄も糶賣來追追及増長、下り酒關東へ入込御分量御見詰無御座、相見え取締之段、奉恐入候、且は私共賣先へせり込候間、商賣至而手狭に相成、年々荷物送り遣し候、酒代金浦賀へせり込候故、拂方等延引に相成、右に準じ酒荷物等其外不捌是、以て甚難澁仕候、往古は浦賀へ賣渡し遣し候、土地に御座候處、浦賀せり來候ては、當時は勿論、往々商内差支に相成り、乍恐必至と難澁仕、浦賀揚増長致候得者、往々潰れにも可相成程の義に御座候、尤寛政四子年中、荷主は勿論、船船迄も、御分量御見詰にも相抱り候間、道賣酒荷物、決而積下り候儀、不相成候段、被



爲仰付其段荷主共へ通達いたし置候處浦賀にて手廣に賣捌候而は、入津高取  
締御見詰等不足に御座候間、乍恐浦賀土地の外、不致商内候様被爲仰付被下置  
候は、取締方宜於私共廣大之御慈悲難有奉存候

と泣くが如く訴ふるが如く、怨むが如き、まわり遠き文言も、要浦賀土地の外、不致  
商内候様と請ふに過ぎず、現時の少年等は、これを讀むも甚だ齒痒きに堪へざら  
ん、閑話休憩下り酒屋三十八人は、これを請願すると同時に又た、攝泉十二郷に向  
けて、左の文書を發せり

近來浦賀揚段々増長仕、其荷物御府内迄も、せり賣仕候故、第一は相庭の弱身不  
少、浦賀表に於て、關八州之内、何國へ商内仕候ても不苦と申も、銘々共より何分  
にも難申上、自然と賣先き掛方取集めにも相抱り、難澁至極、一同心痛、御賢察可  
有之候、畢竟銘々勝手計りにては無之、御酒造元雙方之弱身に相成候儀故、無據  
御願申上候事に御座候、右に付浦賀荷物、江戸積株之御方御積被成候哉、賣株之  
御方御積方致來候哉、又御地御郷に於て彼地頭様へ、一ヶ年分江戸積下し樽數  
御書上御座候節、浦賀積荷物江戸積内へ御加へ被成候歟、但し浦賀積の分別段

御書上被成候哉、心得置申度候間、乍御面倒、早速御調へ、否哉、早早被仰下度、相待  
罷在候

こゝに於て、攝泉十二郷は、左の如く答へり

一ヶ年積下高、例年奉書上候節、浦賀積並道賣之分は、江戸積一紙之外に御座候  
間、御役所へ書上候儀無御座候、猶又浦賀積酒荷物送り方之義、諸郷仲間分は其  
年柄に寄り、惡酒有之候節、江戸積致候ては酒銘に抱り候故、無據浦賀積致候事  
も有之候得共、近年酒仕込方株外にて勝手造りの酒家より、數多浦賀積有之、此  
義當方仲間打寄、毎々評議いたし罷在候得共、何分時節成行にて、逆も當方にて  
は取締難行届、困り居罷在候間、篤と御考辨之上、取締に可相成道理も有之候得  
者、無御腹藏被仰聞可被下候

「惡酒有之候節、江戸積致候ては酒銘に拘り、何等の狡猾ぞ、攝泉十二郷答へ得て妙  
々と言はざるべからず、而して顧みて當の對手たる浦賀は如何ん  
曰く

浦賀表之義は、從來之仕來有之、非常之節、禁出し其外之御用相勤候に付、酒荷物



は勿論其外諸色共賣買致し、右餘勢を以て、御用相勤來候義に有之候間、下り酒之義浦賀土地限りにて、商致候様にては、手狹に相成、往々御用向御差支に相成候儀と、一同歎ケ敷奉存候

と主張し背て下らず

こゝに於て、摺つた揉んだ六年の久しきに涉り、議漸く熟し左の濟口を奉行に届け出たり、曰く

浦賀揚荷物之儀、双方へ御利解之趣、一同奉恐入候、此度双方對談を以是迄下り酒荷物、浦賀揚之分は、別送り狀にて積下り候處、以來は荷元大行事一紙送り狀へ、一所に書加へ、尤御當地酒問屋大行事名宛にて、右送り狀へ浦賀揚之分、目印相付、浦賀にて荷揚致候ても、右荷先御當地、双方大行事名前一紙に書加へ候送り狀、御當地へ差越し、浦賀表賣買の儀は、是迄之通りに對談相整、以後右對談に相觸れ候取扱不致様規定仕、双方無申分、出入内濟仕候間、爲後日、濟口證文奉差上候

と、然れども、右一紙送り狀へ一所に書加ふる點に關し、大阪町奉行浦賀奉行と、江

戸町奉行の間に衝突を來たし、江戸町奉行は、大阪浦賀兩奉行の意を容れ、竟に問屋を召して、一紙加筆は、大阪浦賀並に行はれ難きものあり、自今舊に依り、浦賀積は一紙に記入すべからず、と命ぜり

如此くして、六年の久しき摺つ揉みつ、捏ねかへしたる騒ぎも、末は、蛇蜂取らずとなりて、浦賀揚は論なし、神奈川揚品川揚等と稱し、所謂ゆる無一紙取引、到る處に行はれ、以て明治維新の時に及べりと云ふ

## 第二節 江戸時代に於ける新酒古酒の端境

### 及び其の入津の制度

古酒に馴れ飽きたる舌は、忽ち新酒の聲を聞くや、復た古酒を顧みるものなく、隨て古酒は徒らに藏の一隅に、其の驥足を伸ばす能はざるのみならず、利害に敏き問屋は、第一十露盤の上に大打撃を受けざるべからず、茲に於て、新酒番船及び古酒積切の必要は起れり

これを以て、新酒の市價は、これを古酒に比すれば、常に高價なりしと云ふ、世態人



情の機微亦た甚だ乙なものならずや

番船とは、一番船二番船の略稱にして、先着の新酒を呼ぶ符牒にして、十五艘を以て其の制限となしたるもの、如し、而して、酒家其の利を射るに急なるや、各々前後を争ひ、遂に新酒早造の弊を生じ、風味佳ならず、立直段漸く低廉なるに至れり、抑も此の立直段たるや、據りて以て一年の酒價を定むる標準にして、其の高低は、最も酒家の利害に關する大問題なり、こゝに於て彼等も亦た猛省する處なかるべからず、依て彼等は問屋と協商して、左の如き規約を定め、以て此の弊を救はんとするに力めり

今、其の申合規約なるものを見るに、先づ番船の数を限定し、各家積込の分量、出帆の時日、豫めこれを問屋に報じ、積出しは必ず西宮よりし、他港より出帆を許さざること、定め、又其の出帆に際し儀式を舉行し、式畢れば先を争ふて拔錨し、既に江戸に入津すれば、問屋は其の前後遅速を點檢し、急使を馳せ、一番船何某、二番船何某と、これを大阪三郷大行事に報ずること、せり

新酒番船入揃候へば、三町行事、年寄立會、喇酒致候、而御膳酒相納候上、問屋軒別

荷物仕譯、瀬取船へ移取り、船毎に上乘一人宛乗込、銘々川岸へ爲着、三町共岡見廻り改め相濟候は、水陸相圖之日、印瀨取行事へ相渡新川、中之橋にて振始め、同一の橋より淡橋へ移し、順々水揚可致候、但相圖目印上げ候迄、銘々川岸にて、猥に瀬取船へ乗申儀は、決して相成不申候と、あるを見ても、又

新酒番船之儀は、上方酒造元、大阪、西宮、積問屋衆中懸合之上、出帆日限取極有之候、其節極印元より書狀を以て船付申來候、猶又出帆日限之切手、極印元より船々へ相渡有之候、右切手大行事にて相改め、其上沖瀨取可申付、萬一右極印元の切手無之候船、初入致候共、水揚差留、一番廻船入揃之上、水揚申付候

と、あるを見ても、如何に其の取締を嚴にせしかの一斑を知るに足らん、然れども其の「水揚差留」なるものは、文具に屬し、當時或は實行せられず、こゝに於て所謂ゆる前浮船盛行し、問屋も亦た其の弊に苦めり、依てこゝに之れが匡濟の策を講じ、左の如き規約を制せり、曰く

先規前浮は、新酒纒ならては積合無之候處、近年積切程に積參り、勿論早造ゆゑ、



本酒ほどに出来不仕煮詰類多く、殊に御荷主方御一統には無御座候得共、我に御急ぎ被成候故、不風味等多く、不時之御損失有之、又問屋も多く迷惑仕候得共、是迄は内々取計御相談にも及び不申候處、何分増長致し、双方之不爲に候間、前浮御積合無之様、上方にて堅く被仰合、萬一抜積被成候方有之着津致候とも、今度は急度荷役差留め可申候

こゝに於て、前浮拔荷の弊、漸く其の跡を收め、更に積込荷物年を逐ふて益多くを加ふるに至れり

蓋し、番船立直の制は伊丹酒に濫觴せり、并は往時新酒は伊丹を以て、特に醇美なりとし、將軍家御膳酒は伊丹の獨占にして、其の納付を了せざれば、他郷の新酒は、江戸市中に於て、一滴といへども販賣することを得ざりし、其の後ち此の制緩み、大阪三郷、池田これに加はり、尋て五郷又たこれに加はれり、而して灘酒は最も後れて、安政二年始めてこれに伍せりと云ふ

古酒積切の必要は新酒、古酒と入り雜り、一時に入津し、動もすれば荷支へを生じ、市況振はざるのみならず、新酒既に市に上れば、復た古酒を顧るものなく、市價頓

に暴落するを以て、自ら積切の慣習を馴致し來るもの、如し、而して其の期限は、明和五年の文書には

六月晦日

と見へ、天保八年正月の文書には

唯今より凡五十年前には、酒造元入等も彼岸元、或は寒露元杯にて、古酒積切も例年共、八朔限り、遅く候とも、放生會時分、又はよく、登船相後れ候とも、八月三十日迄には、古酒積切致候由に候處、近來は元始延引致し、十一月中旬より十月中旬頃迄に、手廻揃、取掛り候次第に候故、中々以て此節古酒積切は出来不申御事に候

蓋し、天明寛政の際より、積切期限は、毎年市場の趨勢に鑒み、これを一定したるを以て、時に遅速ありと云ふ

### 第三節 江戸時代入津高と最近入津高の一斑

古代は今これを詳にするに由なし、天明以後、其の明確なりと稱するものに據れ



ば、左の年別表の如し  
 右は、下り酒十國攝泉十二郷の全體に迄渉るを以て、其の盛衰隆替を觀るに甚だ  
 便なりと云ふ

地名	第一 西宮今津灘目入津高年別表				
	年次	天明四年	同五年	寛政元年	同二年
西宮		六八、四六七	七四、一七一	八五、四六六	一〇八、七六八
今津		三六、二九九	四一、六三四	二六、二五五	三三、〇一五
灘目		二六八、五七七	三二八、八三三	一八二、三〇〇	二〇一、〇〇一
計		三七三、二九三	四四三、六三七	二九三、〇三三	三三三、五三三
伊丹		八五、一三三	一一二、二〇〇	六八、九九五	七七、五三三
池田		一五、八六九	一八、三九九	二四、九四七	三三、一三三
大坂		四四、七五三	三三、九三三	一六、三三三	一五、八五七
傳法		二七、九六六	二二、〇九三	二〇、一七八	一九、〇二六

地名	第一 西宮今津灘目入津高年別表				
	年次	天明四年	同五年	寛政元年	同二年
尼ヶ崎		八、五二二	六、三三三	一三、五〇五	一八、七七七
堺		一六、二八五	一一、七九七	一四、七七七	一六、三三三
城州		一九、五二五	二〇、六三三	一四、七七七	一六、三三三
河州		一、二四〇	一、九四四		
播州		二四〇	二六		
尾州		六	八五〇		
三州		六、七五五	五〇、七三三		
勢州		五三、五六五	五五、九六七		
紀州		一一三	七一		
濃州		一〇			
丹波		二六、五八一	二六、三三三		
丹州					
通計		八八、五九〇	一三六、二四七	四三六、七六〇	五一〇、九〇四
通計		六六、三六六	七七四、五〇八		



地名	第一の二			
	享和二年	同三年	文化元年	同二年
西宮	七三、三五〇	一〇五、三七二	八九、五五六	一〇二、二四三
今津	二八、九三六	四三、七三四	四三、一九九	五二、三三三
灘目	二六一、〇八三	三七九、七三三	三四六、八三四	三九三、八五九
同傳法分株	九、六八七	一六、八一〇	一七、四九七	一八、五五一
同池田分株		六、七六四	四、九一五	五、二二二
伊丹	一〇八、〇三九	一八二、一四八	二七七、七〇四	二二〇、二二八
同御免酒	二、三九六			
池田	二五、九五二	四三、一八二	四一、九一五	三四、八三四
同清水株	三、一七九			
大坂	二六、五四五	二五、二九二	二〇、七五九	三三、四二二
計	三七二、〇五六	五五三、三九三	五〇一、九九二	五七〇、一五一

地名	第一の二			
	享和二年	同三年	文化元年	同二年
傳法	八、三〇三	六、〇九二	三、三六七	五、〇四六
尼崎	一一、一三六	一一、四〇〇	一〇、四八六	一〇、四八六
北在	一七、八八九	二五、〇三三	一八、七二二	一五、二二二
泉州	六、九七六	九、五五三	一五、三三九	三、二六七
計	二一〇、四二八	三〇三、六八八	三九一、六一九	三二一、三八二
城州	三九	一四〇	一七〇	八〇
丹州	二五七			
播州	六八三	七五〇	一、九三四	七二〇
尾州	七、一六七	七、一三七	六五、五四七	五六、一〇七
河州	三三〇	四一〇		
紀州	三六〇	二二六	二八〇	三三〇、七三
三州	四三〇、三三〇	三六、九〇三	四三、〇九六	
濃州	五、〇六八	六、六二二	八、三三三	四、四八七
勢州	二、一七九	六、七九	七、四六	二〇

灘酒史

一一九



通計	一二三、四七七	一〇〇、八五五	一一九、九九六	九八、四六三
計	七〇、九三七	九五七、九三五	一、〇三三、六〇八	九八、四四四

一一〇

第一の三

地名	年次	文政四年	同年	五年	安政四年
西宮		七六、五九〇		八四、八四八	一六、九〇七
今津		三六、三九六		三八、八四八	一七、六〇〇
灘目		五七〇、一九八		五九二、三七+	二〇、七二六
同傳法分株		三九、六五+		三九、三五	四九〇、四一四
同池田分株		六、四九九		六、七〇一	—
伊丹		七三、三三八		七五、〇三六	六三、九三七
池田		一七四、一四〇		一八六、一三八	七三、三三八
大坂		三二、一九三		三三、C七四	一一、九五四
計		三七、三九三		四一、八三二	二七、五六六

御吟酒

地名	年次	文政四年	同年	五年	安政四年
傳法		三三、四八九		三四、五八一	四三、七三五
尼ヶ崎		一、〇八六		一、八二〇	七〇
泉州		三、六四四		三、〇一〇	一四
北在		二一、四六三		二一、五六七	一、四三三
通計		一〇一、四〇八		一一一、三七一	一五八、八八〇
計		一、〇三三、七四九		一、〇七三、三九七	七九〇、八〇七

表中、西宮灘を以て、伊丹に對照すれば互に増減ありと雖も、之れを要するに、伊丹は文化年間を以て其の最盛とし、文政以後漸く衰へ、西宮灘は、文政以後益増加せるも、城州以下各國は、文政以後記録の徴すべきものなしと云ふ

第二 灘目各地入津高年別表

地名	年次	文政四年	同年	五年	安政四年
青木		一八、七五八		三三、八六六	四一、四四二

灘酒史

一一一



魚崎	四七、六三五	五三、〇七三	八二、六五六
住吉	三一、六六六	二九、二八一	三三、〇八〇
御影東組	一八、四七七	一九、三三〇	二二、九三二
同西組	一〇〇、七〇〇	一〇五、四四六	八九、〇七〇
石屋	四七、〇四三	五〇、三四五	五三、八〇六
東明	二九、七六六	三四、七一九	二二、四六五
八幡	一一、七六六	一四、〇〇五	九、九二五
新在家	四九、八九八	五三、四九九	三三、四九三
大石	一三三、六九七	一三三、六〇一	五、九一〇
脇濱	三六、六九〇	三六、六八四	一三、三七三
計ノ	五二六、〇七六	五三九、八五九	四三三、一五〇
神戶	一九、〇八五	二〇、〇八九	一四、二六四
二ツ茶屋	三三、〇五三	一九、六五〇	一八、六三九
兵庫	一一、三八三	一一、五六八	一四、三七九

1111

通計	五三、五一九	五三、三二六	四七、二六四
計	五七九、五九六	五九二、一七九	四九〇、四一四

第三 上方酒入津總高表

年次	入津樽數	備考	年次	入津樽數	備考
天明二年	一、四五〇、一七七		同六年	四四〇、四一九	同 實 施
同三年	八四、九六八		同七年	七四〇、六六三	同解禁酒造勝手造
同四年	八五、三五〇		同八年	六五、七六三	
同五年	八九三、〇五八		同九年	八〇五、四三三	
寛政二年	七〇、六一七	三分一造	同十年	八九三、五三九	
同三年	?	三分一造	同十一年	七九、九九三	
同四年	六三、九七六	入津高制限發令	同十二年	八八〇、四六五	
同五年	三三、一六九		同 實 施	享和二年	七〇九、四一七

灘酒史

1113



享和三年	九七、八三九	二分	一造	文化五年	五七、九〇〇
同六年	九四、九五九	二分	一造	文政四年	一、〇三三、七四六
同七年	七七、九六六	三分	一造	同五年	一、〇七四、〇二七
同八年	五七、三三三	三分	一造	安政四年	八九七、九〇七
寛政元年	五九七、三三九	三分	一造	慶應元年	九九五、五七五
文化元年	九四、四九四			同二年	六七四、四三八
同二年	九三、八三三			同三年	六九二、七七七
同三年	九七、七四九			明治元年	七三三、四〇二
同四年	八五、四六三			同二年	七〇〇、七八九

東京市場に於ける灘五郷内外新清酒入荷賣捌三ヶ年調査表

五郷	區別	入賣年度		三ヶ年平均數		
		入	賣			
賣入 捌荷	五郷	自三十六年四月 至三十七年三月	三四五、〇〇三片 二五六、二八二片	一八四、八六七 二〇八、〇八八片	一八七、二六六片 一六五、七七七片	三〇五、七二六 二〇〇、六八八

差	五郷	差
引	外	引
不過	賣入 捌荷	不過
不足	三四、四六四片 三五、八三三片	不足
	三五片	三三、三二二片 三三、三二二片
	一、六〇	二一、五三二片 六〇、〇五五片 五、二五五片
		一、七六〇
		四、九七二片 四八、八九三片 四八、九五五片
		一七六二

備考

本表と既往數年間の比較を見るに三十六年とは大差之なく以後三年間の比較著しき差異あり依て當五郷の造石高より入荷(即ち積出)賣捌上の歩合を見るに左の如し  
 三十六年(卅五年度造り)造石高三七六、〇七二石に對し積出しは四割七分八厘六毛強賣捌は五割〇四厘四毛強なり三十七年(卅六年度造り)造石高三三三、九四七石に對し積出しは三割八分零厘壹毛強賣捌は四割貳分九厘壹毛三十八年(卅七年度造り)造石高三五〇、三〇六石に對し積出しは三割八分〇貳毛強賣捌は三割四分五厘五毛強の割合なり  
 五郷もの三十六年入荷數に對し三十七年は六萬〇百三十七駄半減三十八年は五萬七千七百二十五駄の減少なり三十九年入荷數に對し三十七年は五萬〇百二十九駄半を減じ三十八年は九萬貳千四百六十駄半の減少なり  
 五郷外のもの三十六年入荷數に對し三十七年は壹萬七千四百七十五駄半を増し三十八年貳萬五千五百九十駄半の増加なり  
 三十六年賣捌數に對し三十七年は壹萬九千〇七十七駄増三十八年は貳萬三千四百四十駄の増加なり  
 右の如く五郷内外に於て増減を來したる原因は日露開戦の影響にして五郷もの三十七八年の如きは軍隊御用酒を始とし滿韓地方へ輸出好況なると東京市場は不況にして需用の減少を見て積卸へたるも尙超過となり五郷外のものに於ては反て輸入を促したるため増加を見る所以なり



東京市場に於ける灘五郷内外新清酒入荷賣捌三ヶ年調査表

區別	入年度		區別	入年度	
	入	賣		入	賣
五郷内	賣入	捌荷	五郷内	賣入	捌荷
	一八七、三六片	一六五、七五片		二二五、九一五	二二八、三五六
五郷外	賣入	捌荷	五郷外	賣入	捌荷
	六〇、〇五片	五八、二六片		二、四三〇	二、四三〇
差引	不過	不足	差引	不過	不足
	一、七九〇	三九〇		一、八六八	三九〇
三ヶ年平均數		二九〇、六四〇	三ヶ年平均數		二〇七、〇四八

備考

本表と既往數年間の比較を見るに三十八年を基礎とし前後三ヶ年には著しき差異あるは日露戦時の關係最大影響を來したるとし五郷造石高より入荷賣捌上の歩合を見るに左の如し  
 三十八年(三十七年度造)課税石高參拾五萬〇參百〇六石に對する積出しは(拾四萬貳千參百參拾壹石)四割〇六厘強賣捌(十二萬五千九百七十五石餘)三割五分九厘六毛強にして三十九年(三十八年度造)課税石高四拾壹萬四千〇壹石に對し積出し(拾七萬壹千六百九十五石)四割一分四厘七毛強賣捌(拾七萬三千四百八十二石)四割一分九厘強四十年(三十九年度造)課税石高四拾壹萬九千六百參拾六石に對し積出し(十六萬三千八百八十五石)三割九分〇五毛強賣捌(十七萬二千五百六十五石)四割一分一厘二毛強割合して分合上大差なきも需用供給共漸時順潮を來し平均

數以上の數字を顯はし居るも四十一年四月より來年三月迄に於ける商況の不振は免れざる状態なり  
 五郷外のものば三十八年は郷内より供給減少したるため増加を示したるも三十九年以來漸次減退の傾きあるは大に考慮を要する一點なり

東京市場に於ける灘五郷内外新清酒入荷賣捌三ヶ年調査表

區別	入年度		區別	入年度	
	入	賣		入	賣
五郷内	賣入	捌荷	五郷内	賣入	捌荷
	二二五、六三九	二二七、〇六〇		二二五、六三九	二二七、〇六〇
五郷外	賣入	捌荷	五郷外	賣入	捌荷
	五〇、二九六	五〇、六九五		五三、四七五	五四、三三三
差引	不過	不足	差引	不過	不足
	二、四三〇	三九九		一、四二二	一、七三六
三ヶ年平均數		二二七、五〇〇	三ヶ年平均數		一七六

備考

本表は既往數年間の比較を見るに三十九年を基とし前後三年間には著しき差異のある日露戦時の關係最大影響を來したるものと五郷内造石高の著しく増加したるため入荷賣捌共歩合上の數字減少の傾きを顯はせり



三十九年(三十八年度造り)課税石數四十一萬四千石に對し積出(十七萬一千六百九十五石)四割一分四厘七毛強賣  
 捌(十七萬三千四百八十二石)四割一分九厘強四十一年(三十九年度造り)課税石數四十一萬九千六百三十六石に對し  
 積出(十六萬三千八百八十五石)三割九分〇五毛強賣捌(十七萬二千五百六十五石)四割一分一厘二毛強四十一年  
 (四十年年度造り)課税石數四十三萬八千五百二十九石八斗に對し積出(十六萬一千三百八十八石)三割六分七厘三毛強  
 賣捌(十四萬九千九百三十二石四斗)三割四分一厘八毛強の割合にして歩合上著し、差異を顯出せり是れ商況沈靜  
 結果と這石數の増加に反し需用者の減數より顯はるゝものなり尙本年四月より來年三月迄も商況の不振は免れざ  
 るの狀態にあり五郷外酒是又前陳の狀態に異ならざるものなり

東京酒問屋清酒入荷賣捌數三年比較表

月	五郷		月	五郷	
	内	外		内	外
明治三十八年	入荷數	賣捌數	明治三十九年	入荷數	賣捌數
一月	一四、九八五	一四、五三〇	一月	一、八八六	二五、五五五
二月	五、九三九	四、八四二	二月	四、七〇一	二、二四四
三月	二、二五〇	一、五九七	三月	一四、四五四	一三、四〇〇
四月	二、二五〇	三、七六三	四月	三、一六	三三、三七八
五月	二、二五〇	三、七六三	五月	一四、四五四	四、四〇九
六月	二、二五〇	三、七六三	六月	一五、二二三	三三、八〇八
七月	二、二五〇	三、七六三	七月	二、七三六	三、三〇二
八月	二、二五〇	三、七六三	八月	二、七三六	三、三〇二
九月	二、二五〇	三、七六三	九月	二、七三六	三、三〇二
十月	二、二五〇	三、七六三	十月	二、七三六	三、三〇二
十一月	二、二五〇	三、七六三	十一月	二、七三六	三、三〇二
十二月	二、二五〇	三、七六三	十二月	二、七三六	三、三〇二
同年度	入荷數	賣捌數	同年度	入荷數	賣捌數
一月	一、二八四	一、三三九	一月	一、二八四	一、三三九
二月	一、二八四	一、三三九	二月	一、二八四	一、三三九
三月	一、二八四	一、三三九	三月	一、二八四	一、三三九
四月	一、二八四	一、三三九	四月	一、二八四	一、三三九
五月	一、二八四	一、三三九	五月	一、二八四	一、三三九
六月	一、二八四	一、三三九	六月	一、二八四	一、三三九
七月	一、二八四	一、三三九	七月	一、二八四	一、三三九
八月	一、二八四	一、三三九	八月	一、二八四	一、三三九
九月	一、二八四	一、三三九	九月	一、二八四	一、三三九
十月	一、二八四	一、三三九	十月	一、二八四	一、三三九
十一月	一、二八四	一、三三九	十一月	一、二八四	一、三三九
十二月	一、二八四	一、三三九	十二月	一、二八四	一、三三九

灘酒史

月	五郷		月	五郷	
	内	外		内	外
明治三十八年	入荷數	賣捌數	明治三十九年	入荷數	賣捌數
一月	一六、八九八	一〇、四〇七	一月	一、九〇九	二五、三七三
二月	七、八七〇	五、四四三	二月	三、四二一	三、四五五
三月	二、二五〇	一、五九七	三月	一四、八九九	一三、九〇六
四月	二、二五〇	三、七六三	四月	二、九八六	三、三〇二
五月	二、二五〇	三、七六三	五月	二、九八六	三、三〇二
六月	二、二五〇	三、七六三	六月	二、九八六	三、三〇二
七月	二、二五〇	三、七六三	七月	二、九八六	三、三〇二
八月	二、二五〇	三、七六三	八月	二、九八六	三、三〇二
九月	二、二五〇	三、七六三	九月	二、九八六	三、三〇二
十月	二、二五〇	三、七六三	十月	二、九八六	三、三〇二
十一月	二、二五〇	三、七六三	十一月	二、九八六	三、三〇二
十二月	二、二五〇	三、七六三	十二月	二、九八六	三、三〇二
同年度	入荷數	賣捌數	同年度	入荷數	賣捌數
一月	一、二八四	一、三三九	一月	一、二八四	一、三三九
二月	一、二八四	一、三三九	二月	一、二八四	一、三三九
三月	一、二八四	一、三三九	三月	一、二八四	一、三三九
四月	一、二八四	一、三三九	四月	一、二八四	一、三三九
五月	一、二八四	一、三三九	五月	一、二八四	一、三三九
六月	一、二八四	一、三三九	六月	一、二八四	一、三三九
七月	一、二八四	一、三三九	七月	一、二八四	一、三三九
八月	一、二八四	一、三三九	八月	一、二八四	一、三三九
九月	一、二八四	一、三三九	九月	一、二八四	一、三三九
十月	一、二八四	一、三三九	十月	一、二八四	一、三三九
十一月	一、二八四	一、三三九	十一月	一、二八四	一、三三九
十二月	一、二八四	一、三三九	十二月	一、二八四	一、三三九







東京酒問屋灘五郷内外清酒入荷賣捌比較表

年種別	入荷數		一月平均		一日平均		賣別數		一月平均		一日平均		十月越高
	外	内	外	内	外	内	外	内	外	内	外	内	
自四十一 年九月 至自四 十年七 月	九、五七 片	三、三六 〇〇	一〇、九五 〇〇	三、五三 〇〇	三六、 〇〇	一〇、 〇〇	二六、 六六 片	三、 五七 〇〇	二、 九五 〇〇	四三、 〇〇	一、 二七 〇〇	一一、 七三 〇〇	
自三十九 年九月 至自三 十八年 七月	三、七三 〇〇	三、九六 〇〇	三、五七 〇〇	三、七九 〇〇	四五、 〇〇	一三、 〇〇	二五、 三九 片	三、 八〇 〇〇	一五、 〇四 〇〇	五〇、 〇〇	一三、 二八 〇〇	一三、 二八 〇〇	
自三十九 年九月 至自三 十八年 七月	二、一四 〇〇	三、九六 〇〇	二、三三 〇〇	四、〇九 〇〇	四二、 〇〇	一三、 〇〇	二一、 八七 片	三、 七四 〇〇	二、 四三 〇〇	四四、 〇〇	一、 二七 〇〇	一四、 三五 〇〇	

備考

本表四十一年一月乃至九月九ヶ月間に於ける入荷數九萬八千五百九十七駄に對し三十九年よりは壹萬貳千五百四拾七駄と四十年よりは貳萬零千四百拾六駄減し又賣捌數拾壹萬六千六百拾六駄に對し三十九年よりは四千七百四拾貳駄を増し四十年よりは壹萬八千七百六十駄の減なり  
五郷外酒は入荷賣捌共三十九年より平均數に於て年々遞減の傾きあり

以上叙し去り叙し來る如く、由來灘五郷の酒は、大略其の九分以上を江戸に吸收

され、地方販賣としては、僅かに浦賀神奈川堺に止りしが、維新の變革に依て、交通の機關漸次に備はると同時に、次第に其の販路を擴張するに及べり

第四節 灘酒の擴張せる二大販路

灘五郷に於て醸造する處の酒は、殆ど江戸の獨り占めに係りしも、浦賀積の一件先づ地方販賣の端緒を開き、年を逐ふて益々盛況を致し、今や江戸時代と逆比例して、灘五郷醸造全額の四分以上は、地方販賣に俟つと云ふ、而してこれに加ふるに海外輸出を以てするに至る、以下各部に詳叙、時勢の推移轉た人をして今昔の感を催さしむ

昔、或藩士に酒を嗜むものあり、主君の入部に從て國に歸りしとき、江戸三田の四方酒店にて瀧水を購入ひ、これを從者にも托せず、自ら愛護して、明日は知己親戚に瀧水を開きて其の美に誇らんと樂みしに、誤つて物に觸れ、酒器を破りしかば、あはれ瀧水は滾々として河原の沙に泌み入れるを、餘り残念に堪へずとて、口を沙に當て、嘔りしと云へる奇談あり、當時如何に灘酒のたふとかりしを見るべし、



今や灘酒の津々浦々に入りて、吾が同胞の到る處に、これを口にするを得るは、同慶の至りに堪へざる處なり。是れ皆な地方販賣の賜なり。

### 地方販賣

地方販賣は之れを鬻ぐに二種の方法あり、即ち一は直ちに鬻ぐものにして、俗に之を地賣と云ひ、二は各地に輸出し然る後に鬻ぐもの是れなり、今其の販賣の模様を語れば、即ち左の如し。

酒造家に於て其の酒を地賣せんとする時は、平素出入せる酒仲次人に其の由を通じ、喇酒として、其の賣らんとする酒を瓶に盛りて與ふれば、仲次人は其の喇酒を持して、買主を求め、買主若くは其の番頭などを伴ひて、酒造家に來たり、その酒藏に就き親しく酒品を檢せしめ、足請合、價格、受授の日限等を協議し、買の約束成立すれば、買主は桶一本、即ち四十駄乃至四十二三駄に對し、入金として、金五十圓を賣主に交付し、萬一その後、買買の約束を破棄する事あらば、其

の金員は約を破りたるものゝ損失に歸し、即ち買主より約を破りたる時は、賣主は其の入金の全部を沒收し、賣主より約を破りたる時は、その入金に利子を附して返戻し、猶ほ入金と同額の金員を買主に賠償す、されどまた然らざる場合あり、例之は、一ツ火、足請のものにして、再び焚込を要するに至らば、買買の約は自ら無効に歸すれど、此の場合に於ては、入金に利子を附して返戻するのみにて別に賠償を要せず、但し春末夏初の変に賣買を約する時は多くは其の酒桶を指定せず、何々藏の清酒一ツ火何十本とのみ約し置き、受渡の日限に至り、買主自ら其の藏に就き酒味を檢して、これを定めり、又その足請は、大抵九月の末より十月の末くらゐなれど、全く足請を約束せざるもあり、その足請なきものに火落の兆ある時は、買主自らその費用をもて焚込をなせり、勿論足請なきは、そのあるものより價格低廉なり、またその受渡の日限は、賣買を約する時に定むるなれど、買主の都合によりて、日限より早く引取る時は、賣主において一ヶ月につき、十駄毎に二圓五十錢乃至四圓を減じて、其の代價を受け入れ、これに反して日限遅くる時は、買主より前同様の金額を増して代價を拂ふなり。



これは代價に對する利息と、酒の量日を経るに従ひ自然に減損するが故なり  
又その受渡の時によび、桶底にホシ即ち變味の兆あれば、約束の代價より、十  
駄につき十五圓を減ずるなり

と、而して仲次人の手数は、明治の初め十駄毎に二十五錢の割合なりしが、後ち増  
して五十錢となり六十錢となり、方今は乃ち一石毎に十錢内にして、總て買主の  
負擔に屬す、又其の取引は、詰口現金と稱し、特別の關係を有するもの、外は、必ず  
貨物引渡の際に於て代金を受領し、其の代金は十駄建即ち十駄に對する代金を  
以て之を稱するの慣習あり、而して其の各地に輸出するものは、或は東京問屋の  
例に依り之を委託するものあり、或は注文に應じ輸送するものあり、或は自ら舖  
を要地に開き、それを嚮くもあり、一ならずと雖も、所謂ゆる地方販賣に於て新  
に之を委託するものは、概ね差直の例を用ゐ、其の然らざるものは、大略書中云ふ  
處の如しと云ふ

今や地方販賣は、北は北海道、南は臺灣までも及べり、而して灘酒が著るく、其の販  
路を擴張せしは、明治十年西南役の賜なり、曰く

初め九州各地は、泉州堺酒の主たる販路に屬し、五郷は殆ど之を度外に置けり  
其の後、稍輸出するものありと雖、亦甚た多からず、西南の役起るに及び、九州に  
於ける酒の需用遂に増加し、獨堺酒を以て之に應ずるに足らず、乃ち堺の酒家、  
九州の酒家と交來たり、多く灘酒を購ひ以て其の不足を補ふ、五郷の酒家亦機  
乗すべしと爲し、自ら往て之を嚮くもの多し、是に於て灘酒の名初めて九州に  
傳はり、其の醇美を賞するものは、漸く多く、販路日に益、開け、以て今に至ると云  
ふ

と云ふ、而して灘酒の地方販賣が、如何に擴張せしかは、乞ふ各地に輸出せる歩合  
の表に於て、其の詳なるを知らんことを是れ、即ち灘酒の擴張せる第一の販路な  
り  
第二の販路は、即ち海外輸出なり

### 海外輸出

海外輸出は、酒家の海外の事情に精通せざると、海關稅の高率なる爲め、頗ぶる其



の進歩の速度を挫きたるものゝ如く、明治十九年に至り、漸く左の如き輸出を見るに至れり

一、六十三石 浦鹽斯德

一、一石二斗三升二合 朝鮮

一、四斗五升 米國紐育

一、八斗六升四合 英國

合計六十五石五斗二升六合

蓋し我が國の海外に、日本酒を輸出せしは、明治五年、埃國博覽會に出品せるを以て、嚆矢とせり、當時の文書を見るに、曰く

壬申、埃國大博覽會に、銘酒出品致候、尤其、砌釀造人一同、毎度集談致候へ共、炎暑を侵し、長々航海致候へは、必腐敗可致、互に此點を恐れ、評談未だ一決せず、然る處、一人申候には、白米一石に付、水八斗五升を和して製造し、樽は吉野杉之極上等を用ゐ、外は白板、内は赤味になし、寒暖計百二十五度、透火を加へ候ものなれば、腐敗の恐なかるべしと申候、依て其意に任し、極上等銘酒、則和泉萬助製造

いろ盛印、東京積手當之内にて、別品精選、前陳之通に致し、其上を樽菰にて巻き、立繩、横繩にて、朧と結付、出品致候處、果して何の故障なく、博覽會閉場之時、彼國政府より、辱く賞牌を受領致候

と、然るに、十四星霜の久しき、即ち明治十九年に至り、猶ほ其の輸出の如此きに止るは何ぞや、即ち彼等酒家か、造石税免除を請ふて得ざりし如きは、慥かに其の一因たり

然るに二十一年、輸出酒類戻税規則を發布せらるゝに及び、布哇及び米國、桑港に輸出せるもの、漸く多きを加へたり、然れども、皆な海外に取引を有するものゝ注文に應ずるのみにて、酒家自ら進んで之を輸出するもの多からず、并は酒家の事情を審にせざるに由ると云ふ、是れ又た海外輸出の振はざる一因たり

如此き事情の下に、輸出の振はざるを慨き、茲に「全國酒造組合聯合會」は、銳意海外各地の事情を精査し、以て酒家を覺醒するに努めり、曰く

支那上海に於ける海關税は、従價五分にして、其輸出は、壇詰より樽詰を以て可とす、日本酒は、彼の國人の嗜好に適應せざるには、あらざるも、從來彼の國は、自國



醸造の紹興酒及各種の焼酎を以て、一般の需用とし、其價は一升十二錢より十六錢位までなり、従前彼の國の酒造は、無税なりしが、去る二十二年より、僅少の税を賦課せるのみ、故に價格の競争と、守舊的習慣等に依り、容易に多量の輸出は至難ならん、然れども、將來日本酒の輸出にして、第一の望みあるは支那及魯領とす、而して販路を擴張せんには、上海漢口芝罘等に出張店を置くか、或は委託販賣所を設け、別に委員を置くを要す、然らざれば、其の商業の習慣を審にし、其の嗜好を察し、今後の問題即ち日本酒を現在の品質にて輸出すべきか、將た其の香味色澤を變ずべきか、又廉價を以て其需用に應ぜんか、或は専ら醇精を以て争はんか、此等緊要の事項を決する能はず、且彼國より注文を受くる迄に要する擴張費の損失に對し、能く忍耐し得べきや否を檢せざるべからず、朝鮮に對しては、從來堺市、大阪市、長崎新潟等より多少輸出せりと聞けり、該國の海關税は、從價八分にして、運賃は神戸より釜山まで十駄五圓位なり、而して數年來輸出の途、開けつゝあるに拘はらず、多數の輸出なきは、内地に販路の開けざると、朝鮮人普通の飲料たる濁酒及焼酎は、日本酒より廉價なるとに依るならん、故に朝鮮に對しては、其の内地に販路を求むると、價格を低廉にするを以て必要とす、魯領浦鹽斯德に對しては尤も見込あり、同港は魯領シベリヤ北海岸各漁場と云ひ、シベリヤ鐵道工事と云ひ、將來に日本酒の需用多からんこと必せり、魯領は支那朝鮮と異なり、物價稍高く、其の販路に至りては大に利益ありと雖、爰に一大困難なるは海關税の高率是れなり、即ち其税率を一フット、凡我四貫三百六十目に對し、一ループル五十カヘキの割合なり、然れども我國には本邦人の在留するもの實に數萬の多きに及べるを以て、必ず其需用多からん、南洋諸島は、日本酒は不向なりと云ふ、米國に對しては見込なきにあらず、然れども同國に於ては、酒類に課する海關税は一種特別にして、税目に明文なき酒類は、試験の上、多く酒精の項目に照して課税するものにして、日本清酒は之に準し酒精同様に取扱ひ、一ガロンに付二弗五十仙の割合を以て徵收せらる、且其輸送數十日を経るを以て、其品質上最も着意せざるべからず

と、是れは酒造家に取て、甚だ善き指南車にてありしならん、既にして布哇に輸出するもの漸く多きを加へ、三十年の交に至りては、全國より輸出するもの、一年大



略二千樽以上に及べりと云ふ  
今、灘五郷が布哇に輸出せし端緒を聞くに、左の如し

明治二十三年の頃、元三井物産會社店員にて加藤某といへるものあり、布哇木村雜貨店に日本酒を輸送せんとて、三井物産會社の名義にて、山邑櫻正宗本店、及嘉納菊正宗本店等に交渉し來れり、是れ灘酒の布哇に輸出せられたる嚙矢なり、其の後半年餘りにして、横濱の人にて尾崎某及西村某なるものよりも、布哇輸出の旨を以て、櫻正宗、菊正宗、購入の事を交渉し來たりしか、當時はたゞ其の交渉に應じ代金受授の上、加藤、尾崎又は西村へ送荷したるまでにて、直接に布哇へは輸出せず、其の後、尾崎、加藤は相變らず、營業せるも、西村は遂に廢業せしかば、其頃より菊正宗本店において直に木村雜貨店と櫻正宗は神戸アイザック商會の手を経て、取引を開始せしかは、これより布哇へ輸出するもの、漸く多くなりぬ

と更に米國へ輸出せし起源を聞くに、左の如し  
米國桑港に在住せる和歌山縣の人、堂本譽之進といへる人より、横濱開通社神

戸支店を経て、菊正宗を注文せり、この時は二十八年なりき、其の後たびたび注文ありしかは、後には開通社を経ずして、直に輸送せり、又三十年の頃、やはり桑港に在留せる伊勢の人、駒田常三郎なる人より、清酒二十樽と埧詰十箇はかり注文し來たりしかは、直に輸送し、また櫻正宗は、二十八年駒田常三郎よりの注文に依り、埧詰四打入十四箱を輸送せり、その後は何れも其取引を繼續せしに、三十六年の頃、堂本と駒田と聯合して、桑港において、清酒輸入會社を組織したれば、其の後は其の會社と取引を爲せりと、今や酒家も亦た吳下の阿蒙にあらず、海外輸出は、年を逐ふて益々盛大を致すと云ふ

今海外輸出表及び其の商況を掲げて之か一斑を示さん

灘五郷清酒海外輸出石高表 (三十八年)					
營口	本年		前年		分
	六月	一月以後累計	六月	一月以後累計	
石合	一、六〇、二三	七、三〇、六六	石合	石合	石合



加奈陀	二、五五七	一七、九三〇	二、七〇〇	三、七
香港	二、九二八	三三、八二九	五、四五〇	七八四、八六
桑港	七六七	一、四〇五、〇九八	五、四五〇	七八四、八六
サクラメント	四、三〇〇	四、二〇〇	一、七三六	
シヤートル		八五、〇九六		一、六、六七
フレノ		九八、一五二		一、九六
マニラ		一、九三〇		
ホノラ	四八〇、五三三	二、五二〇、二八一	四二二、四六一	二、一五三、九
ポランド		三、八、八〇〇		四、五、九三
木浦		三五、六〇三		一三、一、五〇
元山	一七六、四〇八	七二八、三六三		二六二、四六
ツキトリア		三、九〇〇		三、九〇
紐育	一〇、〇〇〇	一九、九二〇	一、九六八	二、一八〇
旅順		一、四四〇		

天津	三、六〇〇	一五、〇八六	二、三三三	一八六、二
牛莊	二八九、九三〇	二、三六一、〇八七		
芝罘		三二八、六〇七		四一〇、五
大連	九六六、二二	二、六九八、三		
漢口		一一、〇四七		一、一六
上海	一九、八四八	一一七、四八八		四三、九三
群島	七、八四〇	一八、五九〇		五、三〇
仁川	一七三、二〇七	一、四九八、三三		一、六五、七三
釜山	一七三、二〇〇	八八四、四五六		一、一七、〇〇
京城	九八、四六四	二四〇、八〇三		三五、七〇
大邱		一七、六〇〇		
鎮南		一七、二七〇		三五七、三四
倫敦	四九三	一、六六三		四九三
晚香坡	五、〇八八	二〇、〇〇六		四、八六三







三十八年は戦時に於ける不時の需用順に増加したるものあるを以て之等は全然普通の輸出と同一視すべからず、又三十七年にありても、多少戦時の需用を包含せるも、其量數明らかならざるを以て、そのまゝ之を比較するも百二十七石二斗八升六合を増加し、三十六年に對比すれば千七百八十五石三斗八升六合の増加を呈せり、以て其趨勢を卜知するに足るべし

三十九年中灘清酒輸出額

輸出先	石數	輸出先	石數
韓國	九、七二四、五六六	加 奈 陀	三七二、八一四
清 國	一六、四九〇、二七八	布 哇	五、七九一、七三三
合 衆 國	五、〇一四、〇九〇	シ ャ ム	七六六
比 律 賓	四、〇三三	智 利	二一〇
印 度	二、〇一五	英 國	八、五〇九
馬來半島	四、九三二	木 曜 島	二、五九三

馬 來 群 島	七九四	佛 國	九六〇
西 比 利 亞	一六、〇九五	亞 爾 然 丁 國	三九三
呂 宋	三、八三三	計	三、七三三、三七三

灘五郷に於ける四十年年度清酒輸出額は米國のサリチール酸混入酒積戻し及清國ホイコット等の原因に依り多少の打撃を蒙りたると一方各酒造家に於て内地販路の擴張に努めたるも遂に前年度に比し四千餘石の減少を見る事となりたり、其輸出先及石數左の如し

仕 向 先	四 十 年 度	三 十 九 年 度	比 較 増 △ 減
韓 國	一三、七三九、五四八	一〇、五五七、〇三三	二、一八二、四九五
清 國	一五、四三三、七三三	一九、九四三、三九一	四、五二八、六五九
北 米 合 衆 國	四、七六九、九四三	四、七六六、四九六	一六、五五五
加 奈 陀	三、三二五、三二五	一、一三三、七三三	二、一九一、五九二
露 國	五、八三三	—	五、八三三



計	露 國 領	英 國 領	英 國 領	佛 國 領	佛 國 領	布 哇 領	米 洲 領	濠 洲 領	蘭 洲 領	暹 羅 領	智 利 領	和 蘭 領
四〇、二八七	三六、八〇九	九六〇	二六、八六三	七、二九六	三、五五、九〇	一、五五〇	一三、七〇〇	八四、八六四	一、九三〇	—	—	三七、五一、八七四
—	七、一五三	七、八二〇	—	一、九六八	五、一六八、六四一	一、〇四八	八、一〇七	—	三、八八七	三、〇	一八、九五四	四一、六六、七五三
—	—	△	—	—	△	△	—	—	△	△	△	△
四〇、二六七	一三、六五七	八、八八〇	二六、八六三	五、三三八	一、六三三、七三三	四、四九八	五、六二五	八四、八六四	一、八六七	三、〇	一八、九五四	四一、七四、八七六

一五〇

最近即ち四十二酒造年度灘五郷の酒況は醸造の初期にありては氣溫暖かに過ぎしも中途激變して酷寒となり偶熟成を見つゝある酒母の酸酵を害し或は寒温一定せず爲に一時當業者は尠からざる辛苦を舐め前途を悲觀せし向さへありしが熟練なる杜氏の技倆は其の後の氣候稍適順に復せしと相待つて比較的蹉跌を見ずして醸造を終り猶且仕込の初期に於ける財界の不振と一方に需要家の近時並物よりは上物を歡迎するに至れるより並物は仕込を手控へし爲前年の査定額に一割強の減石を見込みたりしが原料米の割安は自然上物仕入れを容易ならしめ結果は豫想以上の盛況を呈し西宮稅務署の査定に據れば四十三萬二千七百三十四斗一合にして之を前年に比すれば灘五郷を通じ千七百八十六石七斗一升六合の増加を示し之を郷別に記せば(△印は減)

郷 別	本 年 度	前 年 度	増 減
西 宮	二六、二六、四七二	二二、二五、五八	四、九〇、九五三

灘酒史

一五一



今津	魚崎	御影	都賀	計
六〇、九四、五八五	五三、七七、一六九	一一三、七八、四〇七	八九、一五、七六九	四三三、七三〇、四〇一
六四、九八、五六七	五三、七三、九六五	一一一、八二、五、八七五	八九、三九、七六〇	四三〇、九四三、六八五
△	△	△	△	△
四、〇三、九八三	九八、七九六	一、八二、五、五三三	一七三、九八一	一、七六、七二六

一五二

又前年西宮町に於けるベストの發生は東京方面を首め各地の品捌けに大影響を受けて不況を呈せしが該病の終熄傳はると共に漸次挽回され東京地方に於ける四月十日の在荷高一萬七千二百六十三駄にして前年の同期に比し千九百三十四駄の減荷を示すに至り古酒は殆ど拂底となりて値締を來し新酒の先物約束に至つても概して睨合の姿となり當業者は孰れも秋期以後に望を屬し居れり云々又海外輸出狀況も逐年幾分の増加を見つゝありて昨四十二年十月より本年三月に至る各方面の輸出高を前年同期と對照せば左表の如くにて七百餘石を増加し居れり

方面、年別	自四十二年十月	自四十二年三月	増減
韓國	四、九三五、四〇二	五、〇三六、四一一	一〇一、〇〇九
清國	四、四一七、六三三	三、九一〇、〇一五	五〇七、六七七
露國	九〇、三二〇	二、五五二	八八、六五八
印度	七、五八四	一、〇八七	六、四九七
米國	二、九五、九九九	三、一四〇、四七三	一八八、四七四
加國	七八一、七三九	一、〇四四、三三三	二六三、五〇四
英國	九、七三三	二八、七九八	一九、〇六六
佛國	六、三八四	二、三三四	四、〇八四
獨國	四、七〇四	七、三三四	二、六四〇
和蘭	八、六一六	二、六九六	一三、〇八〇
布哇	九二六、九三三	一、六六六、七三三	七三九、七七九
濠洲	二、一一〇	三六、四〇〇	一七、二八〇
計	一四、一四一、七三三	一、八六〇、〇五五	一、七一八、九一八

灘酒史

一五三



是れより重ねて各地に輸出せる歩合を示さん  
二十九年兵庫縣廳に於て編修せる縣下物産調書に

灘五郷に於ける清酒の各地販賣高は、年々多少の差あるも、大略東京五分、横濱  
及び大阪、神戸、京都三分、静岡、三河、尾張、山陽道各國一分、臺灣、布哇、米國五厘、地捌

五厘

の割合なりと、今東京及び地方、並に海外に輸出せるものを表記すれば大略左の  
如し

年次	東京	積地	地方販賣	海外輸出
明治十一年		二九四、九四 <sub>石</sub>		
同十二年		二七五、四〇〇		
同十三年		二九七、二九七	七、八九九	
同十四年		二〇三、三九三	九七、〇五九	
同十五年		二〇〇、三八三		
同十六年		二四、三七八		

突

同十七年	一七〇、五四二
同十八年	一九五、六二四
同十九年	三三、三二一
同二十年	二九六、九四七
同二十一年	二九六、九四七
同二十二年	三三、一七五
同二十三年	三三、四五六
同二十四年	一八一、二九二
同二十五年	一八七、七八
同二十六年	一九四、七三三
同二十七年	一八七、二〇三
同二十八年	一八四、三〇三
同二十九年	三〇〇、四六六
同三十年	一八九、三三三
同三十二年	一六、七五九
同三十二年	一六、三六















元祿十五年に至つては、酒問屋の數頗る加はり、瀬戸物町に九人、伊勢町に三十二人、南茅場町に十三人、靈岸島白銀町二丁目に十一人、坂本町一丁目に九人、二丁目に三人、靈岸島四日市町に十二人、吳服町に十七人、通四丁目に九人、南傳馬町に三人、新兩替町に四人、通計百二十六人の多きに及び、而して其の七十九人は下り酒問屋と稱し、四十七人は出店問屋と稱しき。

蓋し出店問屋は乃ち荷主の支店にして、支配人これを管掌し、或は荷主を代表して下り酒問屋と事を議し、或は又た荷主下り酒問屋間に生ずる紛議の調停に任じたりしも、後世に至るに及び、遂に下り酒問屋と徑庭なきに至れりと云ふ。

業を競ひ利を争ふの極は、竟に嫉視して分裂するに至るは、今も昔も同じ軌道を軋るものにて、珍しからぬ事ながら、寶曆の初め、早く既に同業者間に紛議を生じ、一は、酒價を一定せんとし、一は舊に依り、荷主と問屋の隨意に據らんとするものにて、兩々對峙して相下らず、遂に分離の已むべからざるに至りし。

こゝに於て、酒價を一定せんとする者共は、連署してこれを奉行に訴へて、曰く、私共仲間之儀は、古來より御公用は不及申、家業體一統に相談仕來候處、今度仲

間内十九人の者共、古來より定置候私法、相用不申、無是非御上書人別、相除申度奉存候、元來私共仲間相談之體は、仕切直段の儀に御座候處、右趣旨は、銘々賣直段を以て、荷主の方へ仕切直段爲、申登候處、同印の酒にても、直段不同有之、荷主共に安氣ならず、下直なる仕切直段は相戻し、仲間混雜仕候に付、一統相談仕、新酒番船入懸候節、仲間一統銘々直段書入札立直段相究候儀に準じ、上中下仕切直段見當相立て、右を的に、相對仕、仕切直段に甲乙無之様、差登申來候處、仲間十九人の者共、不得心之由にて、銘々勝手仕切直段差略可致旨申來候、右之通、十九人の者共、心任に仕候ては、彌仕切直段に不同可有御座、勿論別段に相成、申合不仕候へば、賣上相場等、一同書上難仕御儀に御座候。

奉行はこれを見て、尤とうなづきしや、彼等が私利に汲々たる底意を包むに、御公用、御書上げなどの文字を以て、飾り來る處、俗惡殆んど讀むに堪へず、咄何等の老獍ぞ。

これを以て、彼等が對手なる荷主は、彼等のこれを奉行に訴へ、且つ荷主に同意を得んとする書狀に答へて、曰く



六十五人様より御書面に、十九人は古來よりの私法相用不申、御公用差支候等被仰候へ共、仕切直段は近來の御申合、御止め被成候方、御正道之儀に可有御座候、此儀は銘々御互に商賣體も御勵御座候へば、上方銘々共、仕切直段、御家別に被仰候御方へは、荷物送申候張合有之、彌御家別御出精被成候方、御互に商賣相續都合宜敷哉に奉存候

と、些少は我田引水の嫌ひもあらんが、兎に角、尤と首肯せざるを得ず、畢竟唇齒輔車依る下り酒問屋にして、十九人の分離者を出だしたるは、仕切直段に對し荷主を威壓し過ぐるを以て、同業者間の反抗兒を見るに至りしならん、獨り同業相競ひ相争ふの餘弊と速斷すべからざるなり

鵜蚌竟に歸す漁夫の利、誰か其の愚を嘆はざらんや、彼等も亦大に悟る處あり、こゝに於て、十九人組、六十五人組の妥協成りて、これを奉行所に届け出でたり、曰く商賣之儀に付、十九人、六十五人と相分れ候儀、如元和談内濟仕候間、御示之相場御書上等、相障候儀無御座候、因て雙方一同申上候

明和の初め、下り酒問屋七十六人、同七年には七十四軒程御座候とありしが、天明

の末年より凶歉荐りに臻り、減釀の令續出し、酒家の否運と俱に問屋も亦漸く振はざるを致し、受荷の競争益甚しきを加へ、往々自ら困弊に陥るを免れず、寛政二年、問屋の數、四十八戸に減じ、文化六年に至り、更に三十八戸に減ぜり

こゝに於て、問屋一同大に挽回の策を講じ、官に請ふて曰く、若し株札を交付し、新に業を營むを禁ぜらるゝを得ば、毎年、冥加として金一千圓を進納し、以て罔極の萬一に酬ひんと、官因つて、特に二年間五百兩を増さしめ、以て其の請を許せり、問屋乃ち、其の受荷に對し、酒十駄毎に銀十五匁を釀出し、以て冥加銀に充て、其の殘餘は、同業相濟ふの資に供せりと云ふ

右の如く、問屋の數を限りたるは、時に處しての最良救濟法ならん、同業者間は這の株を以て、九鼎大呂より重きものとせり、故に若し問屋の中にて、或は負債の爲め、或は不幸の爲め、其の問屋株を他人へ譲渡さるべからざる場合にもなれば、其の負債は勿論、外に尙ほ幾許の金を拂はすことを得、例へば五萬圓の負債ある問屋が、其の株を他に譲渡すには、其の譲り受人をして五萬圓の負債を拂はしむるの外、別に尙ほ何千圓かを出さしむる程、直打ありしものなりと云ふ



然れども、大勢はこれを奈何ともすべからず、天保八年に至りては、更に八戸を減じて三十戸となれり、而して其の十二年に至りては、竟に株制を廢せられたり、其の達書に曰く

其方共儀、是迄年々冥加銀上納致來候處、不正之趣も相聞候に付、以來上納に不  
及候、尤向後右仲間株札は勿論、總て問屋仲間、并に組合杯と唱へ候儀は不相成  
候、右に付ては、是迄菱垣廻船に積來候諸品は勿論、都て何國より出候品にても、  
素人直賣買は勝手次第可爲候、且又諸家國産類、其外總て江戸表へ相廻候品に  
ても、問屋に不限出入者共等引受賣捌候義も、是又勝手次第に候間、其旨可心得  
後ち、弘化、嘉永、安政、萬延を経て、元治に至り、再び冥加を徴し、株札を交付し、慶應三  
年、更に其の冥加を荷主に移し、株札を沒收し、十一月復た株鑑札を交付し、三萬兩  
を課す、如此くして以て明治維新に及ぶ、これを江戸に於ける、下り酒問屋の沿革  
と爲す

### 受荷及び藏敷料と口錢

受荷、受荷は實に「さつ」としたるものにして、其の簡易なること、「さゆ」を飲む如く、唯  
酒家と問屋の信用一片に其の命脈を繋がり、清酒送り状は

船送り状之事

一、  
一、  
.....

合何駄也

此下り銀一駄に付一匁宛御渡可被成候

右之荷改御請取可被成候以上

年月日

何 某 殿

何 某

而して問屋は、右の荷を受領すると同時に

入津報知書

一 何酒何駄也

右何丸にて昨何日入津仕候



年月日

何 某 殿

何 某

一六八

と認め、これを荷主に送付するのみ、抑も受荷の起原は、これを詳にするを得ずといへども、蓋し當初漠然として、其の販賣を委託したるもの、如く而して因襲の久しき、遂に一の「コストム」即ち慣習を作り、遂に荷主自ら鬻ぐを得ず、必ず問屋に委託せざるべからざることとなりて、其の慣習は法律に均しく、牢として抜くべらざるに至れり

これを以て、酒家は本家本元の荷主は、これを作ることを得ず、一つに問屋の仕切書に因つて始めてこれを知るのみ、其の状、兵馬の權將軍にあらずして、執權職の成を仰ぐもの如し、或る書に

問屋は藏前改めの節に、其品柄を唎酒して、豫じめ價格の優劣を定め、其賣場には、たゞ酒銘のみを揚げて、酒買出入、即ち仲買人の來るを待ち、其時の商況を考へ、賣買の手合をなすなれど、其價格は堅く秘して、他人に知らしめず、荷主は其積送りたる酒が、幾許に賣買されたるや、毫もしるによしなし、まして變味などあ

る時は、問屋は恣に二東三文に捨て賣を爲して顧みず、されば最初より原價を定めて、積み送らんとすれど、問屋は途中變味の恐れありとて、應ぜざれば、荷主は只々内金とて、酒荷を藏入れしたる上は、一定の期日に、見込代價を送り來るべき慣例なるを以て、其送金の多寡によりて、終に相場の高下を想像するに止まれり、されど時には、さきの代金は過上なりなど、唱へ、恣に後荷にて差引なしながら、總勘定の仕切書を送り越さるなどの事往々にしてあり

と、以て其の專横にして、附け上りつゝある問屋の根性を見るべし、其の「藏前改」とは、水揚の後、藏前改を終り、始めて問屋の保管に歸したるを云ふなり

右の如く、酒の相場は、初より荷主が指直するものにあらず、又先方より申越すにもあらず、唯漫然、古來の慣習に依り、問屋へ向けずん／＼積出し、問屋は定期の時日を以て、酒價見込の送金をなし、一ケ年の總勘定は、毎年新古賣捌區域の時季を以てし、荷主は其仕切書に依り、始て自家の酒の實際賣買直段を知るなり、然も問屋若し見込代金の送付を怠れば、荷主は後荷を送らざるを以て、問屋は往々其下直と知りながら、一時投賣して、金融をなすの弊習ありしと云ふ、亦以て當時の問



屋氣質を視るべし

受荷即ち藏前改を了せざるうちは、其責荷主にあり、隨て其の積出より藏入を終る費用は、悉皆荷主の負擔とせり、而して、獨りこれのみならず、問屋の保管に移りたる後ちといへども、不慮の變災に因りて生ずる損害は、荷主の損害とせり、是れ其の所有權は、荷主に在るを以ての故ならんか、尤も問屋にして、其の保管周到ならず、處置機宜を失する時は、問屋も其責に任じ、臨時協商して、以て善後の策を講ぜりと云ふ、左もあるべき事なり

右の如く問屋は、毫も荷主の制肘を受けず、酒價を定むる特權を有し、加ふるに左の二種の特權を有せり

(一) 藏敷料

(二) 口錢

後世これを六歩口錢と云ふ、キ开は藏敷料と口錢を併せて單に呼びたるものにて、所謂ゆる六歩とは其の賣上高に對する語なり、藏敷料とは保管料にして、口錢とは其の手數料を意味するなり、其の後ち、物價騰貴の故を以て、六歩口錢を八歩に

増せしが、官以て謂れなしと爲し、命じて其の二分を減じて、舊例六歩に復し、以て明治の初めに及べりと云ふ

### 問屋荷主間の通信

問屋荷主間の通信、これを分けて二種と爲す

(一) 銘々狀

(二) 總狀

蓋し問屋の通信は、其の初め専ら銘々狀を以て行へり、然れども各自所見の異なるより、其の報道區々にして、中には絶對に相反するものあり、例へば、甲は市價將さに昂騰せんとす、宜しく急に積下を爲せと云ふに、乙は、市場振はず、宜しく一時積控を爲せと云ふ如く、其の真相の那邊に在るやを知るに苦しみ、往々機宜を逸し、商略を誤ること少からざりき、こゝに於て乎、市場の盛衰相場の高低、代金送付の遲速、積荷の早晚多寡等、荷も商業の機略に關するもの、及び申合の改定、口錢増減等、仲間全體に關する事項は、悉く總狀を以て行へり、總狀とは、問屋の總參會、即



ち、總會を開き、其の意見を一定して發送するものを指せり、而して一を定期と云ひ、一を臨時と云ふ、定期とは其の一定の期日に常に發するものにして、臨時は其名の示す如く定期外或る事情の爲め總會を開きて議決したるものを云ふ、而して此の總狀は、仲間全體の名義を以て、これを大阪三郷大行事に送りたるものとす

眼を轉して他の一方、即ち荷主の方面を觀るに、これも亦た問屋の總參會に於ける如く、大阪三郷大行事、これを總括し、其の輕重緩急を酌量し、時宜に依ては、十二郷大行事を召集し、以て是非得失を議し、其の決する處を以て、これに答へたるが如し、文化七年五月、三郷大行事より、十二郷大行事に發せる回狀を見るに

先夜は御苦勞に奉存候、其御御治定之儀は、仕立早を以て江戸表へ申遣候、然る處、江戸表より四月二十九日出、五日限り仕立早之總狀、當月五行違に到着令披見候處、先狀之意味合とは大に相違し、先夜御治定之趣と略同同意の文面に候、然らば双方同意、先々御同様大慶之至に候、猶又前浮船名前承知致度由に候、依而任其意申遣候、各様相談致候、自然御思召等候は、御高案別紙に可被仰下

候、若又御承知に候は、惣郷惣代にて、右之返書遣候間、左様御承知可被下候、これを問屋荷主間通信の梗概と爲す

是より筆を轉じて、江戸時代より東京時代に移らん

現時東京に於ける問屋を分けて左の三種とす

- (一) 酒問屋組
- (二) 酒類問屋組
- (三) 清酒輸入營業組合

とし、(一)を甲組、(二)を乙組、(三)を丙組と稱す、其の酒問屋組即ち、甲組は江戸時代の下り酒問屋の化身にして、乙組即ち酒類問屋組は、地廻り酒問屋の後繼者なり、而して近年新に起るものを、丙組即ち清酒輸入營業組合とす、又た問屋の類なり

#### (一) 酒問屋組——甲組

株は江戸時代の遺物にして、明治の初め其の制度を廢すと雖へども、問屋は其の舊慣を墨守しつゝ、其の業を營みつゝありしが、十年九月始めて、酒問屋仲間規約を制せり、此の規約は二十二條より成れり、其の後規約の改廢屢行はれしが、三十



五年四月、東京酒問屋組合規約成りて、大に從來の面目を一新せり

此の規約は八十三條より成れり、今其の緊要なる條項を摘んで云はゞ、曰く

當組合員は、貨物仕切口錢、手數料及び藏敷料等を、製産家より領收するときは、組合の定たる處に依るべし、仕切口錢額及び藏敷料は、總會の決議を以て定め之を取引製産家へ通告し置くべし、變更したるとき亦同じ

曰く

當組合員は、各製産家より寄送する貨物を、時々相場を以て販賣するものとす

曰く

製産家より特に指直段の通知ある物品、二週間を経過するも、相場出合ざるときは、當時の商況を報道し、製産家の答旨を待つて、該品の所置を爲すべし、但、照會中と雖、指直段に購求者あるときは、之を販賣し、直に製産家へ通報すべし

曰く

製産家より寄送の貨物、變味せしときは、發見の當時其旨通報すべし、但、通報の

際には、一週間以内に回答せざるときは、便宜所置すべき旨を、附記すべきものとす

曰く

貨物の積戻しを爲すときは、該貨物に係る諸費、及び立換金は、製産家より領收すべし

曰く

當組合員は、製産家に於て取引上、不當の行爲ありたるときは、其旨頭取へ申出づべし、頭取は篤と事實を調査し、其事情により、總會に附し、本件結了する迄、全組合員に通知して、該製産家と取引を停止することあるべし

以上は、専ら取引に關する必要條項を擧げたるものにて、體面上は、頗ぶる完全に出來上りたるもの、如きも、其の内容に至つては、猶ほ舊慣の惰力を一洗する能はず、往々弊害を生じたるが如し、是れ法は死物にして、これを活用するは、其の人の正直、勤勉、信用等の諸徳を欠くと否に在るや明かなり

これより先き、即ち明治十六年、或る一部の酒造家は、大に問屋の專横を憤り、根帯



よりこれをくつがへして、委託販賣の弊を絶んとして、痛論したることありき、論  
或は過激に失するも、亦能く其の急所を衝けるものなり、曰く

彼の下り酒問屋等は、吾人荷主より百分の八の手数料を受領しながら、猶ほ代  
價の上に於て若干の利を陰取せり

曰く

彼等は仲買に賣捌くに、曾て貫引をなさず、而して吾人荷主よりは、常に一升五  
百匁の割合を以て、驗秤の上、之を引去れり

曰く

彼等は仲買に賣るに於て、十五日を以て其期とせる腐敗保證の日限を、吾人荷  
主よりは、陸揚後三十日間とせり

曰く

彼等は常に時々集會をなし、故に甲乙仕切の價格を一體ならしむ、故に甲乙同  
清酒の腐敗を出さしめて、吾人に疑はれざらんとせり

曰く

彼等が社會に「つんぼう封し」と云ふ陰語あり、吾人醸造家にして、都下仲買等に  
直賣するときは、忽ち問屋中申合せ、其の仲買に絶えて賣買すること能はざら  
しめ、且つ吾人荷主の酒價を、故らに賤くして、其取扱も甚だ不實なり

曰く

吾人荷主の商權を奪ひ、以て永く彼等が不正の利を博せんとするの手段より  
起りて、其仲買等を籠絡して、締盟條約なるものを結成して、二十二軒の他より  
決して下り酒を買ふ能はざらしむる束縛を爲せり

曰く

彼等が船頭を優待するは、却て吾人荷主の上に關せり、此れ船頭は常に問屋に  
往來し、能く其内幕を知るが故に、其口を箝する賄賂として之を行ふなり

曰く

荷物入津の多寡を視て、其相場を高下するは、彼等の腹中を肥すの基本にして、  
賤きの損は吾人の損にして、貴きの益は彼等が益なり

と、此等の批難の叫びは、問屋をして漸次讓歩の已むべからざるに至らしめたる



124  
120  
171  
128  
七九  
170  
174  
186  
10  
182  
一七八

ものゝ如く、其の後に清酒特別税に付き、荷主問屋間の紛議を生じたりしが、竟に左の如き規約の下に段落を告るに至れり、曰く

清酒特別税之儀に付、不<sup>レ</sup>一方紛議相生じ候處、近頃組合會議相開き、左之通決定、

漸く組内調和致候間、此段御承知可被成下候

- 一 清酒特別税額は清酒輸入業者たる我組合に於て之を負担すべし
- 一 口錢之儀は、來る明治二十三年一月一日入より、荷物に對し、賣價百分之八を申受くべし

一 特別税減額相成候節は、從前の如く口錢百分之七に更正すべし  
是れ特別税賦課の自然の結果として、問屋の服従を除儀なくせしものなり、而して三十一年特別税減額せるを以て、問屋乃ち第三項の約を履み、口錢を百分の七に減し、以て方今に及ぶと云ふ

(二) 酒類問屋一乙組

酒問屋即ち甲組は、所謂ゆる下り酒の草分けを肩に着て、權威を振舞つゝ、甘き汁を吸ひ來りしが、時勢の進化に従ひ、獨り此輩をして壟斷の私を占めしめざるは、

當然の理にして、酒類問屋即ち乙組の興る所以なり

聞く、東京に地廻り酒問屋と稱するもの十六戸あり、此の輩は遠州以東の酒類を取扱ふを以て營業となす故に、下り酒を買はんと欲すれば、仲買と同じく、酒問屋組に就き、これを購はざるべからず、往時に在りては株の制度の爲に、酒問屋組の壓制貪利をも、已むを得ず忍びたるも、今や自由の取引を爲すを得るを以て、其の弊習を一洗せんと欲し、これを酒問屋に謀れり、酒問屋乃ち以て機乗すべしと爲し、痛く地廻り問屋を束縛せる契約案を提出せり、是に於て地廻り問屋益々惱り、斷然策を決し、總代を派し、五郷酒家に謀り、公然其取引を直接に行ひ、復た酒問屋組の手を経ざらんと欲す、酒問屋組大に驚き、蒼黃其の主張を撤回し、地廻り問屋の説を容認すと稱し、以て一時を糊塗せりと、如何に酒問屋組のてんでこ舞を爲せしを視るべし

こゝに、二十五年三月、中郷酒造家の酒問屋組に答ふる書を掲て、這般の消息の一斑を示さん

客年來御書而之第一項は、貴組合と他人との事柄にして、當方には關係無之、隨



て當方より可否可申上儀に無之只々参考までに御報知被下候儀と奉存候  
然るに客月二十五日付を以て重ねて貴組合外にして産地を同くする酒類を、  
直受け爲すものへ積入れ候貨主の貨物は受拂をなさざる様致度との組合衆  
議に候由、御照會に候へ共、此の儀は取引上、不容易大事件に有之候處、其結局は  
如何之御考案なるや、御書面にては難解候へ共、要するに可成年來之御取引を  
繼續候様にとの御意見に候へは、其邊を以て協議行届可申歟と奉存候間、左様  
御承知可被下候但し、昨年貴組合と乙組及び丙組の勘定を對比するに、往々他  
組合の方、上位を占め、且其仕切勘定の如きも、年内之を數回に分ち、取引上大に  
敏捷なる由、専ら風説仕候、就ては貴組合に於ても、將來萬端機敏之御取扱を以  
て、仕切勘定の如きも、可成毎に御執行被成下候は、數十年來の御取引之事故、  
新に開店せし人々には、積荷致候様之向は、斷じて無之様可相成儀と相信じ申  
候、然れども若し之に反し、比較上他を以て利便とする時は、勢ひ制すべからざ  
る事に可相成哉も難計候間、御注意迄、此段申添置候  
と、文中、比較上他を以て利便とする時は、勢ひ制すべからざる事に可相成と云ふ

は、尤至極の事にして、水の低きに就くも、得意の高に傾くも、皆な自然の理法にし  
て、酒類問屋組合のこゝに成りて、所謂ゆる直受の盛行して、酒問屋組と對峙する  
に至れり

(三) 清酒輸入營業組合—丙組

これこそ明治の産物にして、甲乙二組の如き江戸時代の血脈に關係なく、新に勃  
興せるものにて、其組合の特色を云はゞ、肯て問屋に由らずして、これを輸入し、又  
肯て仲買を経ずして、これを鬻ぐものなり

灘の清酒は、問屋若くは仲買の手を経ざるべからざる事は、古來の慣習上、牢とし  
て抜くべからざるものゝ如きに拘はらず、斯界の豪傑石崎喜兵衛なるもの、崛起  
し、獨立獨歩、能く幾多の困難を排し、東京市中各所に出張販賣店を設け、直輸直賣  
を爲し、遂に同志十二三名を得て、清酒輸入營業組合、即ち丙組を組織し、邁往直進  
甲乙二組の間に立ち、儼然として其の旗幟を翻へし、其の組合の勢力漸次盛大を  
致し、古來纏綿せる幾多の情弊を打破するに至れり

其の情弊とは何ぞや、曰く、清酒の東京問屋と荷主の間に行はるゝ取引上の弊害